

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					NHK放送受信料免除に係る事務	福祉課	福祉係	上野 康隆
管理No.				0180-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」	
18	障がいのある方の視点に立った自立支援の推進

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	障害者手帳をお持ちで基準を満たす方
	受益者	障害者手帳をお持ちで基準を満たす方のいる世帯
意図	障害者が情報を得る機会を損なわないために放送受信料の負担軽減を図る	
手段	窓口にて申請を受け付け、市町村にて証明をした申請書をNHKに郵送する(ポストへの投函は申請者にお願する)。	

指標 (効果)

				2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	申請件数	件		16	17			
成果指標	適正処理割合 (申請が適正に処理された割合)	%	目標値	100	100	100	100	100
			実績値	100	100			
		目標値						
		実績値						

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	NHK受信料全額免除の基準に「世帯構成員全員の非課税」という要件があり、申請者からの同意のもと職権にて課税情報を確認することが求められるため、町が窓口になることが望ましい。
成果に対する「有効性」	B	対象となる方の申請を受け付けることにより、対象となる方の属する世帯の経済的負担を減らすことが出来る。
事務事業内容の「効率性」	A	この事務に係る窓口業務はマニュアル化されており、概ね効率的である。
実施に係る「緊急性」	A	対象となる方の属する世帯のコロナ禍における経済的負担を考えると速やかに申請処理を行う必要がある。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

改善改革(案)

手帳交付時の説明に加え、広報やホームページによる周知を行う。

課題 (若しくは「問題」等)

対象者への周知が不十分である。

管理No.	0180-000	名称	NHK放送受信料免除に係る事務	予算額 (参考)		必要人員	0.05/人・年	部署名	福祉課 福祉係
<p>【制度の概要】障害をお持ちの方がいる世帯が経済的困窮を理由にNHK放送を受信せず、必要な情報が得られないということがないように、対象の世帯のNHK放送受信料を免除する。</p> <p>【対象者】障害者手帳を有する者がいる世帯</p> <p>【免除額】</p> <p>(全額免除)障害者手帳を有する者がいる世帯でなおかつ世帯員全員が市町村民税非課税である場合</p> <p>(半額免除)ある一定以上の障害の程度にある者が世帯主で、受信契約者の場合</p> <p>【市町村事務の内容】</p> <p>①窓口にて申請を受け付ける</p> <p>②NHKへ市町村の証明済み申請書の送付を行う(申請者に投函をお願いする)</p>									
<p>関係する根拠法令等 日本放送協会受信料免除基準</p>						<p>災害時優先度 発災から1週間までには業務再開が必要</p>		<p>概要説明資料</p>	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					有料道路障害者割引制度に係る事務	福祉課	福祉係	上野 康隆
管理No.				0181-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」	
18	障がいのある方の視点に立った自立支援の

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	町内に住所を有する身体障害者手帳の交付を受けた者
	受益者	町内に住所を有する身体障害者手帳の交付を受けた者とその家族
意図	有料道路を利用される障害者の方に対して、自立と社会経済活動への参加を支援することを目的とする。	
手段	有料道路料金の割引措置	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	B	全国の有料道路事業者が統一的に実施している事業であり、各種申請は市町村の福祉担当窓口となっている。
成果に対する「有効性」	B	有料道路を利用される障害者及びその家族の方に対して、必要な支援が行われている。
事務事業内容の「効率性」	B	申請様式及び申請手順等は全国共通となっている。
実施に係る「緊急性」	C	障害者及びその家族が自家用車で移動する上で、必要な事業となっている。

指標 (効果)

				2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	手続件数	件		61	116			
成果指標	適正処理割合 (申請が適正に処理された割合)	%	目標値	100	100			
			実績値	100				
		目標値						
		実績値						

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

本事業の実施主体は全国の有料道路事業者であり、市町村は申請窓口となっているため、指定された事務手順に沿って実施しているものである。

改善改革(案)

管理No.	0181-000	名称	有料道路障害者割引制度に係る事務	予算額 (参考)		必要人員	0.50/人・年	部署名	福祉課 福祉係
<p>【対象者】 (本人運転の場合)身体障害者手帳所持者 (介護者運転の場合)身体障害者手帳第1種または療育手帳A所持者</p> <p>【割引額】原則半額</p> <p>【市町村事務の内容】</p> <p>①窓口にて申請を受け付ける ②ETC利用の場合はNEXCO宛申請書類を準備し申請者に投函していただく</p>									
関係する根拠法令等 障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について(平成6年9月27日 援護局長通知)						災害時優先度 特に考慮する必要はない		概要説明資料	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					精神保健ボランティア支援事業	福祉課	生活相談係	佐藤 詩音
管理No.		0182-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
1-1-3	地域協働による健康づくりの推進

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	矢巾町精神保健ボランティアやまゆり会員
	受益者	地域住民
意図	広く町民に対し精神保健福祉への理解啓発を行い、精神障害がある方の地域生活や社会参加をサポートする人材の育成・支援を行うこと。	
手段	<ul style="list-style-type: none"> ・相談相手、居場所を求めている方への場の提供(月1回、のんびりくらぶ) ・当事者会、家族会への支援と交流 ・各種イベントにおける普及啓発活動 	

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)		
活動指標	活動回数	回	23	17				
成果指標	会員数	人	目標値	30	30	30	30	30
			実績値	19	18			
	活動への参加率	%	目標値	100	100	100	100	100
			実績値	74	55			
		目標値						
		実績値						

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	精神保健福祉法に基づき、精神保健に関する知識の普及を図る等、精神障害の予防や町民の精神保健に関する意識の向上に努める義務がある。
成果に対する「有効性」	B	悩みや精神障害を抱える方への相談先や居場所として、周知やより利用しやすい場所とするための検討を行っていく必要がある。
事務事業内容の「効率性」	A	会の中での運営、自主活動となるため、町では会員との連絡調整、状況把握、助言等を実施している。
実施に係る「緊急性」	A	誰かに話を聞いてほしい方、家以外に居場所を求めている方にとっての居場所があることは地域で安心して暮らしていくために永続的に必要である。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

・のんびりクラブ利用者にとってより良い場所となるように、ボランティアの支援の質の向上、維持を図っていく。

改善改革(案)

- ・ボランティアと利用者の状況把握、必要時サポートを行う
- ・ボランティアのフォローアップ講座の開催

管理No.	0182-000	名称	精神保健ボランティア支援事業	予算額 (参考)		必要人員	0.10/人・年	部署名	福祉課 生活相談係
精神保健ボランティアやまゆりの運営支援 【会費】1,000円 【活動】 ・精神障害当事者会、家族会支援(交流会の開催) ・各種イベントにおける普及啓発(健康福祉祭り、ふれあい広場など) ・精神障がい当事者や悩みを抱えた方の居場所づくり(のんびりクラブ、月1回開催)									
関係する根拠法令等 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律						災害時優先度 発災から1週間までには業務再開が必要		概要説明資料	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					精神科医師による精神保健相談事業	福祉課	生活相談係	佐藤 詩音
管理No.		0183-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
1-1-3	地域協働による健康づくりの推進

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	精神疾患を抱える方や疑われる方、その家族
	受益者	地域住民
意図	こころの健康に関する相談を専門的立場から受けることによって、適切な受診と自殺リスクの減少や心の健康増進につながることを目的とする。	
手段	<ul style="list-style-type: none"> 精神科医師に相談できる場の提供(2か月に1回、矢巾町こころの健康相談) HP、チラシなどでの事業の周知 他課や他機関へも本事業について周知し、必要と思われる方の利用につなげる。 	

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)	
活動指標	こころの健康相談実施回数	回	5	5				
成果指標	こころの健康相談利用者数	人	目標値	15	15	15	15	15
			実績値	12	13			
		目標値						
		実績値						

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	住民の精神保健に関する相談先を設置し、こころの健康増進に努める。
成果に対する「有効性」	B	精神科医師による医学的な見解、適正な治療や関わり方についてを知り、相談者やその家族が今後の生活についての見通しを持てる。
事務事業内容の「効率性」	B	相談者からの聞き取り、医師との調整等、慎重に行わなければならないため時間、労力を要する。
実施に係る「緊急性」	A	精神的不調、悩みを抱えている住民、その家族にとって、受診の必要性や対処方法について理解できる場が身近に永続的に必要である。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

・予約制であり、医師の意見を聞ける場を有効活用していくため、住民への周知を十分に行っていく必要がある。

改善改革(案)

- ・広報、ホームページのみならず、窓口や訪問先等でもチラシを用いながら周知を行う。
- ・県と連携して周知をお願いする

管理No.	0183-000	名称	精神科医師による精神保健相談事業	予算額 (参考)	114千円	必要人員	0.10/人・年	部署名	福祉課 生活相談係
<p>【開催回数】年5回(令和2年度は5/11,7/13,9/14,11/9,2/8)</p> <p>【1件当たりの所要時間】90分(精神保健福祉士による聞き取り30分、精神科医師による相談60分)</p> <p>【対象】矢巾町に住所がある人であれば、すでに精神科等に通院中の方も可能</p> <p>【その他】事前予約制。1日当たり最大3件まで受けることができる。</p>									
関係する根拠法令等 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律						災害時優先度 発災から1週間までには業務再開が必要		概要説明資料	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					精神保健福祉士等による精神保健相談に係る事務	福祉課	生活相談係	佐藤 詩音
管理No.		0184-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
1-1-3	地域協働による健康づくりの推進

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	精神疾患を有する方、またはその疑いのある方、その家族
	受益者	地域住民
意図	こころの健康に関する相談を専門的立場から受けることによって、自殺リスクの減少や心の健康増進につながることを目的とする。	
手段	<ul style="list-style-type: none"> ・随時電話や面談による相談対応 ・必要時受診支援や多機関との連携 	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	精神保健福祉法に基づき、こころの健康に関する相談先を設置し、精神障害の予防や安定した社会生活を送ることに努める義務がある。
成果に対する「有効性」	B	他機関とも連携しながら相談の必要性がある方へ支援がいきわたるよう対応し、住民のこころの健康を保つことができる。
事務事業内容の「効率性」	B	本人と家族の状況把握、面談や訪問、多機関との連絡調整等、各相談に丁寧に対応していくためには時間と人員を要する。
実施に係る「緊急性」	A	精神疾患やその疑いがある方へ早期に対応することで、当事者の命を守り、地域住民も継続して安心して暮らすことができる。

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	相談件数	202	165			
	件					
成果指標	相談に対する対応割合	目標値	100	100	100	100
		実績値	100			
	%	目標値				
		実績値				

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

改善改革(案)

・他機関と連携し、家族への働きかけを行いながら、適切な介入方法を模索する

課題 (若しくは「問題」等)

・病院受診の必要があっても、本人の拒否により適切な治療を受けられない。

管理No.	0184-000	名称	精神保健福祉士等による精神保健相談に係る事務	予算額 (参考)		必要人員	0.05/人・年	部署名	福祉課 生活相談係
-------	----------	----	------------------------	-------------	--	------	----------	-----	-----------

随時電話や面談による相談を受け付けている。必要に応じて受診支援を行ったり、他機関を紹介することもある。

【受付時間】8:30～17:00

【対応職員の保有資格】保健師、精神保健福祉士、社会福祉士

関係する根拠法令等 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

災害時優先度 発災から24時間以内に業務再開が必要

概要説明資料

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					精神障害者保健福祉手帳に係る事務	福祉課	福祉係	佐藤 詩音
管理No.		0185-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
18	障がいのある方の視点に立った自立支援の

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	町内に住所を要する精神障害者
	受益者	町内に住所を要する精神障害者及びその家族
意図	手帳の交付を受けたものに各種支援策が講じられることにより、精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため。	
手段	<ul style="list-style-type: none"> 対象者の申請の受付 手帳取得により受けられる各種支援の説明 有効期限内の更新の案内 	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	各種手帳の実施主体は都道府県であるが、申請書の受付や手帳交付事務は市町村が担う。
成果に対する「有効性」	B	精神疾患を抱えながらも、住み慣れた地域で安定した生活を送ることにつながる。
事務事業内容の「効率性」	A	診断書のみならず年金証書でも申請が可能であること、自立支援医療と同時申請も可能なため手間は少ない。
実施に係る「緊急性」	A	精神障害によって日常生活を健常者と同様に送ることが難しい場合に、手帳の取得が必要とされる。

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)		
活動指標	精神保健福祉手帳申請受付件数	119	131					
	件							
成果指標	精神保健福祉手帳交付者数	人	目標値	250	300	350	350	350
			実績値	218	232			
		目標値						
		実績値						

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

- 有効期限が切れていることに気づかず、各種支援策の滞りや混乱が生じる
- 対象者への周知が十分にいきわたっていない

改善改革(案)

- 手帳所持者の状況を把握し、窓口や文書等で更新の案内を行う
- ホームページ、窓口、訪問先での周知を図る

管理No.	0185-000	名称	精神障害者保健福祉手帳に係る事務	予算額 (参考)		必要人員	0.20/人・年	部署名	福祉課 福祉係
<p>【対象者】一定の精神障害の状態にある者</p> <p>【市町村事務の内容】</p> <p>①窓口にて申請を受け付ける</p> <p>②申請書類等を整備し、岩手県(県央保健所)に進達する</p> <p>③交付された手帳が矢巾町に届く</p> <p>④申請者に手帳を発送する”</p>									
<p>関係する根拠法令等 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</p>						<p>災害時優先度 発災から1週間までには業務再開が必要</p>		<p>概要説明資料</p>	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					精神障がい者家族会に係る支援事務	福祉課	生活相談係	佐藤 詩音
管理No.		0186-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
1-1-1	生涯を通じた健康づくりの推進

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	精神疾患を有する方のご家族
	受益者	精神疾患を有する方とその家族
意図	孤立しがちな精神障害者の家族についてその交流の場を提供するとともに、広く町民に対して精神障害に関する正しい知識の理解啓発を行うことを目的とする。	
手段	<ul style="list-style-type: none"> ・家族同士の交流会 ・当事者会やボランティア会、他市町村の家族会との交流 ・イベント等を通して精神疾患と障がいについての普及啓発活動 ・岩手県精神保健福祉連合会の総会、理事会、各種研修会への参加 	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	精神保健福祉法に基づき、精神障害者の家族にも働きかけることで、住民のこころの健康の維持、精神障害者への理解を深めることに努める。
成果に対する「有効性」	A	他者には話せないことも、同じ境遇同士でなら悩みを分かち合い、解決方法を模索することができる。
事務事業内容の「効率性」	B	町は事務局として会の運営に携わり、会長や役員と密に連絡を取り合う必要がある。
実施に係る「緊急性」	A	精神疾患を有する方の家族は継続的に悩みを打ち明けられる場を必要としているため、本事業を実施していく必要がある。

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)		
活動指標	活動回数	回	11	3				
成果指標	会員数	人	目標値	10	10	15	15	15
			実績値	7	6			
	活動への参加率	%	目標値	100	100	100	100	100
			実績値	38	44			
		目標値						
		実績値						

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

・会員: 同じような境遇で悩んでいる方がいても、他者にはあまり知られたくないという思いから入会しない
--

課題 (若しくは「問題」等)

・会員数、活動数の減少。

改善改革(案)

<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、訪問先や窓口でのチラシ配布による周知を強化する。 ・参加の呼びかけや会員のニーズの把握を行う。
--

管理No.	0186-000	名称	精神障がい者家族会に係る支援事務	予算額 (参考)	46千円	必要人員	0.05/人・年	部署名	福祉課 生活相談係
<p>精神障がい者家族会「あすなる会」の運営</p> <p>【会費】1,700円</p> <p>【活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おしゃべり会…月1回会員が集まり悩みや思いを共有する場 ・イベントにおける普及啓発…健康福祉祭りやふれあい広場における普及啓発 ・他団体との交流…他市町村の家族会や矢巾町当事者会(どんぐりの会)、矢巾町精神保健ボランティア(やまゆり)との交流会の開催 									
<p>関係する根拠法令等 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</p>						<p>災害時優先度 発災から1週間までには業務再開が必要</p>		<p>概要説明資料</p>	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					精神障害者当事者に係る支援事務	福祉課	生活相談係	佐藤 詩音
管理No.		0187-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
1-1-1	生涯を通じた健康づくりの推進

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	精神疾患を有する方
	受益者	精神疾患を有する方とその家族
意図	同じ病気や障がいを持つ方同士の交流の場、体験を通じた学びの場、地域社会との交流を通し、お互いに助け合い仲間づくりを行う。また、家に引きこもりがちな方が一歩踏み出すことができるよう、他者と交流や社会参加できるよう働きかけを行う。	
手段	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回の当事者会の開催 ・家族会、精神保健ボランティアとの交流 ・イベント等への参加 	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	精神保健福祉法に基づき、他者と交流する機会を設置して社会参加を促していく義務がある。
成果に対する「有効性」	B	当事者の精神的安寧の保持、社会参加への促しにつながっている。しかし、新型コロナウイルスの影響により、実施回数が減少。
事務事業内容の「効率性」	B	各回ごとに会員へのお知らせ作成、他団体との連絡調整等の実施により会の開催を実施しているため、時間を要する。
実施に係る「緊急性」	A	精神障害を抱える方が地域で暮らしていくにあたり、一人で抱え込まずにこころの健康を維持していくためには本事業は必須である。

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	活動回数	回	6	1			
	会員数	回	目標値 20 実績値 15	20 15	12	12	12
成果指標	参加率	%	目標値 50 実績値 16	50 13	50	50	50
			目標値 実績値				

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

・会に登録のみで実際にはほとんど参加していない会員もいる。

改善改革(案)

- ・会員の現状把握、必要時会員への連絡や自宅への訪問を実施し、会への参加を呼びかけていく。
- ・新型コロナウイルスの影響もあると考えられるため、感染予防に努めながら会員が安心して参加できる場の提供を行っていく。

管理No.	0187-000	名称	精神障害者当事者に係る支援事務	予算額 (参考)	47千円	必要人員	0.05/人・年	部署名	福祉課
<p>月に1度、調理実習やスポーツなどのプログラムを行っている。</p> <p>【活動時間】10:00～12:30(令和2年度は10:00～11:30)</p> <p>【協力機関】社会福祉法人新生会障害者地域生活支援センター しんせい、ソーシャルサポートセンターもりおか</p> <p>【活動内容】例(平成31年度): 調理実習、鉛筆画体験、バトミントン・輪投げ、町内散策、共同調理場見学など</p>									
関係する根拠法令等 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律						災害時優先度 発災から1週間までには業務再開が必要		概要説明資料	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					自殺対策におけるネットワーク構築に係る事務	福祉課	生活相談係	竹鼻 朋
管理No.				0188-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」	
1-1-5	自殺対策の推進

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	矢巾町民
	受益者	矢巾町民
意図	自殺対策においては関係機関と連携してあらゆる分野からのアプローチを行うことが望まれるため、関係機関とのネットワーク構築のため会議の場を設ける。	
手段	自殺対策計画審議会の開催 矢巾町自殺予防ネットワーク会議 矢巾町庁内自殺対策ネットワーク会議の開催 自殺対策プロジェクトチーム会議の開催	

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	矢巾町自殺対策計画審議会開催回数	回	2	2	2	2
	矢巾町自殺予防ネットワーク会議開催回数	回	12	12	12	12
	矢巾町庁内自殺対策ネットワーク会議の開催	回	2	2	2	2
成果指標		目標値				
		実績値				
		目標値				
		実績値				

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	自殺対策基本法に基づき、町は地域の実態に応じた対策を行うこととされている。(自殺対策強化交付金事業)
成果に対する「有効性」	B	各種会議は関係部署との情報共有と施策の方向性を確認し、連携した取組みの具現化のため有効である。
事務事業内容の「効率性」	B	各会議の構成メンバーにより効率的に運用されている。
実施に係る「緊急性」	B	コロナ禍においては更に必要性が増している。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

コロナ禍においては集合型開催を変更し、開催のあり方に苦慮した。

改善改革(案)

開催方法として書面、庁内ネットワークに活用。

管理No.	0188-000	名称	自殺対策におけるネットワーク構築に係る事務	予算額 (参考)	700千円	必要人員	1.00/人・年	部署名	福祉課 生活相談係
<ul style="list-style-type: none"> ・矢巾町自殺対策計画審議会 年2回(書面開催を含む) ・矢巾町市内自殺対策ネットワーク会議 年2回(町長、副町長、教育長、各所属長)(書面開催を含む) ・矢巾町市内自殺対策プロジェクトチーム会議 年1回(リーダー1人:福祉課長、各課チーム員1名ずつ) 									
関係する根拠法令等 自殺対策基本法						災害時優先度 特に考慮する必要はない		概要説明資料	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					自殺対策における人材養成関連事務	福祉課	生活相談係	竹鼻 朋
管理No.		0189-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
1-1-5	自殺対策の推進

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	ゲートキーパーの知識、技術を習得したい者
	受益者	ゲートキーパー養成講座参加者
意図	自殺対策の一環として、寄り添い、見守る人材である「ゲートキーパー」を養成することにより、自殺リスクを抱えた人の減少及び支援につながる機会が増加することを目的とする。	
手段	自殺対策事業(ゲートキーパー養成講座)	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	自殺対策基本法に基づき、町は地域の実態に応じた対策を行うこととされている。(自殺対策強化交付金事業)
成果に対する「有効性」	B	自殺予防の理解と技術を得て、自殺を考えている人を、救うことができる身近な人が増えることで、自殺者が減少する。
事務事業内容の「効率性」	B	各団体と連携した講座開催を行っている。
実施に係る「緊急性」	B	当町の自殺率は、全国、県と比べて高く、自殺対策の実施は必須である。

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)		
活動指標	ゲートキーパー養成講座開催回数	3	5	5	5	5		
	回							
成果指標	ゲートキーパーの養成数(年間の養成延べ人数)	人	目標値	120	120	120	120	120
			実績値	63	145			
		目標値						
		実績値						

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

傾聴の仕方についてもっと時間をかけて学びたかったという声もあった。

課題 (若しくは「問題」等)

<ul style="list-style-type: none"> 当町の自殺率(5か年平均)は、全国、県と比べて高い状態が続いている。よって町内の自殺者の傾向を踏まえ、自殺リスクが高い層に対して、自殺リスクを低下させるための“生きることへの包括的な支援”を展開していく必要がある。 職域、働き世代へのこころの健康教室、ゲートキーパー養成講座の開催。 コロナ禍において、多くの住民を参集した講座、研修会の開催の困難さ。

改善改革(案)

<ul style="list-style-type: none"> 自殺者の属性の傾向や統計データを活用した上で、こころの健康教室やゲートキーパー養成講座を実施すべき地域・年代・性別・職種に関連する団体等と連携して、事業実施の企画を行う。 産業分野との連携と情報共有。各企業等でのメンタルヘルスに関する取り組みの情報収集を産業分野と連携して行う。 感染症対策を徹底した上で開催する。

管理No.	0189-000	名称	自殺対策における人材養成関連事務	予算額 (参考)	916千円	必要人員	1.00/人・年	部署名	福祉課 生活相談係
<p>悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげる存在である「ゲートキーパー」の育成を行う。</p> <p>【講師】精神科医師や相談支援専門員などの自殺対策の専門家</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傾聴の仕方 ・セルフケア(自分で自分の調子を整える方法)について ・最新の自殺予防の知識 <p>など</p> <p>【対象】</p> <p>令和3年度実績 ゲートキーパー養成講座: 役場職員、民生児童委員協議会、町議会議員、町内小中学校教職員、町内保育・幼稚園・児童館職員、町PTA連合会</p> <p>【時間】60分～90分(講師及び内容により異なる)</p>									
関係する根拠法令等						災害時優先度		概要説明資料	
自殺対策基本法						特に考慮する必要はない			

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					自殺対策における普及啓発に係る事務	福祉課	生活相談係	竹鼻 朋
管理No.		0190-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
1-1-5	自殺対策の推進

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	地域住民
	受益者	地域住民
意図	広く町民にこころの健康や自殺予防に関する知識を周知する講座を開催するとともに、随時相談先の周知を行う。	
手段	相談窓口周知チラシを作成し、配布 こころのチェックカード入り相談先ポケットティッシュを作成し、配布 相談先啓発のぼり旗 メンタルヘルスチェックシステム シニア世代のこころの健康教室 働き世代のこころの健康教室 SOSの出し方教室	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	自殺対策基本法に基づき、町は地域の実態に応じた対策を行うこととされている。(自殺対策強化交付金事業)
成果に対する「有効性」	B	自殺予防、相談窓口、メンタルヘルス等に関する周知を行い、抱えている課題や悩みの解決につなげることで自殺を予防する。
事務事業内容の「効率性」	B	さまざまな機会を通して、相談先を周知し、相談ができる場を周知する。
実施に係る「緊急性」	B	当町の自殺率は、全国、県と比べて高く、自殺対策の実施は必須である。

課題 (若しくは「問題」等)

<ul style="list-style-type: none"> 職域、働き世代へのこころの健康教室、ゲートキーパー養成講座の開催。 コロナ禍において、多くの住民を参集した講座、研修会の開催の困難さ。
--

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)		
活動指標	こころの健康教室開催回数 (SOSの出し方教室含む)	回	4	6	6	6		
	町広報紙等での啓発回数	回	2	2	2	2		
	町ホームページでの啓発回数	回	2	2	2	2		
成果指標	メンタルヘルスチェックシステムアクセス数	人	目標値	-	1000	1200		
			実績値	-	1276			
	シニア世代のこころの健康教室受講人数	人	目標値	30	40	50		
			実績値		56			
	SOSの出し方教室受講人数	人	目標値	300	300	300		
			実績値	311	336			

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

--

改善改革(案)

<ul style="list-style-type: none"> 産業分野との連携と情報共有。各企業等でのメンタルヘルスに関する取り組みの情報収集を産業分野と連携して行う。 感染症対策を徹底した上で開催する。
--

管理No.	0190-000	名称	自殺対策における普及啓発に係る事務	予算額 (参考)	189千円	必要人員	1.00/人・年	部署名	福祉課 生活相談係
-------	----------	----	-------------------	-------------	-------	------	----------	-----	-----------

(1)講座の開催
「こころの健康教室」
…自殺リスクの高い年代(シニア先代、働き盛り世代)が、自殺予防の基礎や自身の調子を整える方法を学ぶ
「SOSの出し方教室」
…矢巾町内の小中学校の生徒が「悩みを相談することの大切さ」を学ぶ

(2)チラシやポケットティッシュ、のぼり旗による普及啓発

関係する根拠法令等	自殺対策基本法	災害時優先度	特に考慮する必要はない	概要説明資料
-----------	---------	--------	-------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					障がい者自立支援医療(更生医療)事務	福祉課	福祉係	上野 康隆
管理No.				0191-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」	
18	障がいのある方の視点に立った自立支援

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	指定医療機関受診者(受給者証所持者)
	受益者	指定医療機関受診者
意図	身体に障害を有する18歳以上の者について、その障害を除去、軽減する治療に関する医療費の自己負担額を軽減する。	
手段	制度の対象となる医療を指定医療機関で受ける場合に、その医療費を助成し自己負担額の軽減を図る。(窓口での自己負担額を1割負担に軽減する。)	

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)	
活動指標	申請件数(変更申請等を含む)	件	7	10				
成果指標	適正処理割合 (申請が適正に処理された割合)	%	目標値	100	100	100	100	100
			実績値	100	100			
		目標値						
		実績値						

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十二条により市町村主体となって実施が決められている事業である。
成果に対する「有効性」	B	医療費の自己負担額の軽減を図ることで、継続的な治療に対する金銭的負担を軽減できる。
事務事業内容の「効率性」	B	受給者の増加に備えた体制準備が必要。
実施に係る「緊急性」	A	身体に障害を有する18歳以上のものについて、その経済的負担を減らすためには適正かつ速やかな支給決定が求められる

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

対象となる方への周知が不十分である。
また、紙ベースで受給者情報を管理しているため効率性に問題がある。

改善改革(案)

手帳交付時の説明の他、広報、ホームページによる周知を行う。
また、障害福祉の総合システムを活用し、電子データとして受給者情報の管理を行う。

管理No.	0191-000	名称	障がい者自立支援医療(更生医療)事務	予算額 (参考)	1,820千円	必要人員	0.05/人・年	部署名	福祉課 福祉係
-------	----------	----	--------------------	-------------	---------	------	----------	-----	---------

【制度の概要】身体障害者手帳をお持ちの方でその障害を除去・軽減する手術などの治療(対象になる治療とならない治療があります)に対し、医療費の一部を助成する。
【対象者】身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の者で、その障害を除去、軽減する手術の治療により確実に効果が期待できるもの
【負担額】原則1割(課税状況に応じて自己負担上限額あり)
【市町村事務の内容】
・各保険者からの請求受付処理
・窓口による受付事務
・受給者証の発行事務

関係する根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	災害時優先度	発災から1週間までには業務再開が必要	概要説明資料
-----------	------------------------------	--------	--------------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					障がい者自立支援医療(精神通院)事務	福祉課	福祉係	佐藤 詩音
管理No.		0192-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
18	障がいのある方の視点に立った自立支援

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	指定医療機関受診者(受給者証所持者)
	受益者	指定医療機関受診者
意図	心身の障害を除去及び軽減する治療を行っている方の医療費の自己負担を軽減する。	
手段	<ul style="list-style-type: none"> 申請書類への記載 有効期限が近い方へ更新の案内 事業の利用方法についての説明 	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	実施主体は都道府県であるが、申請書の受付や受給者に対する受給者証交付事務は市町村が担う。
成果に対する「有効性」	B	医療費の自己負担額が軽減され、必要な治療を継続して受けられる。
事務事業内容の「効率性」	C	変更事項がある場合にも申請を要すること、課税状況の確認が必要となる等で手間は大きい。
実施に係る「緊急性」	A	精神疾患を有する方は医療の継続的利用が必要となるため、経済的負担を軽減していくことが求められる。

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)		
活動指標	申請件数(変更申請等を含む)	394	616					
成果指標	受給者数(令和3年3月31日時点)	人	目標値	250	350	400	400	400
			実績値	205	270			
		目標値						
		実績値						

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

<ul style="list-style-type: none"> 対象となる方への周知が不十分 有効期限が切れている受給者がおり、自己負担額の増加や医療機関での手続きの混乱が生じる
--

改善改革(案)

<ul style="list-style-type: none"> ホームページ、窓口、訪問先での周知 定期的な受給者の確認による期限内の更新の呼びかけ

管理No.	0192-000	名称	障がい者自立支援医療(精神通院)事務	予算額 (参考)		必要人員	0.20/人・年	部署名	福祉課 福祉係
<p>【対象者】精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者</p> <p>【負担額】原則1割(課税状況に応じて自己負担上限額あり)</p> <p>【市町村事務の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①窓口にて申請を受け付ける ②課税状況の確認を行い、所得区分を決定する ③申請書類等を整備し、岩手県(県央保健所)に進達する ④交付された受給者証が矢巾町に届く ⑤受給者に受給者証を発送する 									
<p>関係する根拠法令等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</p>						<p>災害時優先度 発災から1週間までには業務再開が必要</p>		<p>概要説明資料</p>	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					障がい者自立支援医療(育成医療)事務	福祉課	福祉係	上野 康隆
管理No.		0193-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
18	障がいのある方の視点に立った自立支援の

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	指定医療機関受診者(受給者証所持者)
	受益者	指定医療機関受診者
意図	身体に障害を有する18歳未満の児童について、その障害を除去、軽減する治療に関する医療費の自己負担額を軽減する。	
手段	制度の対象となる医療を指定医療機関で受ける場合に、その医療費を助成し自己負担額の軽減を図る。(窓口での自己負担額を1割負担に軽減する。)	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十二条により市町村主体となって実施が決められている事業である。
成果に対する「有効性」	B	医療費の自己負担額の軽減を図ることで、継続的な治療に対する金銭的負担を軽減できる。
事務事業内容の「効率性」	B	受給者の増加に備えた体制準備が必要。
実施に係る「緊急性」	A	身体に障害を有する18歳未満の児童について、その保護者の経済的負担を減らすためには適正かつ速やかな支給決定が求められる

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)	
活動指標	申請件数(変更申請等を含む) 件		2				
成果指標	適正処理割合(申請が適正に処理された割合) 人	目標値	100	100	100	100	
		実績値	-	100			
		目標値					
		実績値					

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

改善改革(案)

手帳交付時の説明の他、広報、ホームページによる周知を行う。
また、障害福祉の総合システムを活用し、電子データとして受給者情報の管理を行う。

課題 (若しくは「問題」等)

対象となる方への周知が不十分である。
また、紙ベースで受給者情報を管理しているため効率性に問題がある。

管理No.	0193-000	名称	障がい者自立支援医療(育成医療)事務	予算額 (参考)	504千円	必要人員	0.05/人・年	部署名	福祉課 福祉係
<p>【制度の概要】身体障害者手帳をお持ちの18歳未満の方でその障害を除去・軽減する手術などの治療(対象になる治療とらない治療があります)に対し、医療費の一部を助成する。</p> <p>【対象者】身体に障害を有する18歳未満の児童で、その障害を除去、軽減する手術の治療により確実に効果が期待できるもの</p> <p>【負担額】原則1割(課税状況に応じて自己負担上限額あり)</p> <p>【市町村事務の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各保険者からの請求受付処理 ・窓口による受付事務 ・受給者証の発行事務 									
関係する根拠法令等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律						災害時優先度 発災から1週間までには業務再開が必要		概要説明資料	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					障害者にやさしい住まいづくり事業に関する事務	福祉課	福祉係	立花 敦志
管理No.		0194-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
18	障がいのある方の視点に立った自立支援の

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	身体障害者手帳1級～3級の所持者
	受益者	身体障害者手帳1級～3級の所持者及びその家族
意図	身体障害者の自立と介護の負担軽減並びに在宅福祉の向上を図るため、その住宅の改善に要する経費に対して補助金を交付するもの。	
手段	身体障害者等の日常生活動作及び介護者の介護動作の向上に資すると認められる改善に要する経費に対し補助金を交付する。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	C	身体障害者等の自立と介護の負担軽減、在宅福祉の向上を図るために身近な窓口として町が相談に応じる必要がある。
成果に対する「有効性」	C	住宅の改善に係る経費に対して補助金を交付することにより、身体障害者やその介護者等の自己負担額の軽減を図る。
事務事業内容の「効率性」	C	県補助を活用しながら、予算の範囲内で最大限の補助を確保。
実施に係る「緊急性」	B	県補助予算の範囲内での適応となるため、相談があった場合には県とも調整の上、早急に申請を受理し手続きを進める必要がある。

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)	
活動指標	相談件数	件						
成果指標	申請件数	件	目標値	1	1	1	1	1
			実績値					
			目標値					
			実績値					

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

県補助予算の範囲内で実施しているため、早期に申請をしないと枠が埋まってしまう可能性がある。
 高齢者部門と一括して補助金が交付されるため、予算措置や補助金交付申請等に関して高齢者部門との連携が必須。

改善改革(案)

日々の様々な障がい福祉に係る相談業務の中で住宅改修に関する相談があった場合、選択肢の一つとして情報提供できるように職員が制度を熟知しておかなければならない。

管理No.	0194-000	名称	障害者にやさしい住まいづくり事業に関する事務	予算額 (参考)	400千円	必要人員	1.00/人・年	部署名	福祉課 福祉係
<ul style="list-style-type: none"> ・申請受付後、要件等確認の上で交付決定。 ・改修工事完了後、現地を確認した上で申請者へ補助金を交付する。 									
関係する根拠法令等 矢巾町高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業補助金交付要綱						災害時優先度 特に考慮する必要はない		概要説明資料	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					福祉タクシー事業	福祉課	福祉係	上野康隆
管理No.		0195-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
1-3-12	移動困難者等への支援

事務事業の方向性
拡充

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	町内に住所を有する重度の障がい者
	受益者	町内に住所を有する重度障がい者及びその家族
意図	重度障害者に対し、タクシー料金の一部を助成することで、社会参加の促進を図り、重度障害者の福祉向上に寄与する。	
手段	在宅で生活する重度障がい者に対し、近郊で営業するタクシー事業者で利用可能なタクシー券を交付する。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として、町が実施するもの。
成果に対する「有効性」	B	障がい者の日常生活、社会生活のために必要な支援(相談機会の確保、外出支援)が行われている。
事務事業内容の「効率性」	B	概ね効率的に行われているが、ICTの発展に伴い、将来的に電子化されることも考えられる。
実施に係る「緊急性」	B	日常生活、社会生活のために必要な支援であり、欠かすことのできないものである。

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	交付件数	件	187	185			
成果指標	利用率(枚数ベース)	% 目標値	65	65			
		実績値	54.7	52			
		目標値					
		実績値					

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

タクシー券の助成額について、初乗り価格が540円となっている。

課題 (若しくは「問題」等)

<ul style="list-style-type: none"> ・助成額について、現在タクシー協会の初乗り価格が530円に事業者が±10円選択することができるようになってきているため、530円では初乗り価格に達しないことがある。 ・現在紙で支給券を支給しているが、マイナンバーの普及及びICTの発展に伴い、電子化へ移行することも考えられる。

改善改革(案)

現在タクシー協会で定めている初乗り価格の上限額に助成額を見直すことを検討

管理No.	0195-000	名称	福祉タクシー事業	予算額 (参考)	1,756千円	必要人員	1.00/人・年	部署名	福祉課 福祉係
<p>在宅で生活する障がい者(身体1-2級、療育A-B、精神1級)に対し、近郊で営業するタクシー事業者で利用可能なタクシー券を交付する。 1枚530円のタクシー券を1月あたり2枚交付する。 (当該年度4月1日の初乗り運賃が単価となる。) 年間最大交付額 530円×24枚=12,720円</p>									
関係する根拠法令等 障害者総合支援法第77条第1項第2号						災害時優先度 特に考慮する必要はない		概要説明資料	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					ヘルプマークの配布に関する事務	福祉課	福祉係	出堀 孝明
管理No.				0196-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」
1-3-10 地域福祉づくりの推進

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	町内に住所を有する援助や配慮を必要とする方
	受益者	町内に住所を有する援助や配慮を必要とする方
意図	義足や人工関節を使用している方、内部障がいの方または発達障がいの方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるための「ヘルプマーク」を配布し、周囲の方からの支援や援助を促すもの。	
手段	援助や配慮を必要とする方に対し、窓口でヘルプマークを配布する。ヘルプマークについてのアンケートを記入いただき、県に報告する。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	B	岩手県において実施している事業であり、「ヘルプマーク」については、広く普及啓発していく必要があることから普及啓発を町で実施しているもの。
成果に対する「有効性」	C	新型コロナウイルスの影響で、イベント等が減少したことに伴い、普及啓発の場が少なくなったため、今後の感染状況も踏まえながら、普及啓発に取り組んでいく。
事務事業内容の「効率性」	B	配布にあたっては、アンケート記入のみとなっているため、効率は良い。
実施に係る「緊急性」	C	長期的に継続して普及啓発していく必要がある事業である。

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	配布数	個	14	12			
	広報	回数	1				
成果指標	配布場所	箇所	目標値	2	2		
		箇所	実績値	2	2		
	箇所	目標値					
		実績値					

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

特になし

課題 (若しくは「問題」等)

ヘルプマーク等は、周囲の方の支援を促すことを目的としていることから広く町民に趣旨を理解していただくことが重要であり、広報やHPで普及啓発に取り組んでいるが、ヘルプマークは多様な主体による普及が必要であり、長期に継続的な取り組みが必要となる。
--

改善改革(案)

配布場所を増やすことで、配布数を増やし、「ヘルプマーク」の普及啓発と周囲の方の支援を促していく。
--

管理No.	0196-000	名称	ヘルプマークの配布に関する事務	予算額 (参考)		必要人員	0.05/人・年	部署名	福祉課 福祉係
<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルプマークの使用を希望される方に対し、配布する。また、配布の際にアンケートへの協力を促す。 ・ヘルプマークの在庫管理 ・ヘルプマークの配布数を盛岡広域振興局へ報告(毎月10日まで) 									
関係する根拠法令等 障害者差別解消法						災害時優先度 特に考慮する必要はない		概要説明資料	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					医療的ケア児(者)支援に関する事務	福祉課	福祉係	畠山 亜希子
管理No.				0197-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」	
18	障がいのある方の視点に立った自立支援の

事務事業の方向性
拡充

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	医療的ケア児(者)とその家族
	受益者	医療的ケア児(者)とその家族
意図	医療的ケアが必要な方について、関係課及び関係機関と連携し、生涯にわたり必要な支援を講じる。	
手段	盛岡広域圏医療的ケア連絡協議会に出席し情報共有を行う。 令和3年度からの新規事業として、医療的ケア児コーディネーターを委託設置し、関係機関と連携しながら相談対応や環境調整等の支援を行う。また、医療的ケア児等在宅レスパイト事業として、医療的ケア児(者)の介護を行う家族の負担軽減のため、町と委託契約した訪問看護ステーションの看護師等が対象者の自宅にお	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	医大や療育センターの移転に伴い、医療的ケア児(者)への支援ニーズが高まっている。
成果に対する「有効性」	C	R3年度は協力事業者への説明や契約など事業整備をし、年度内の利用開始までは結び付けることが難しかった。
事務事業内容の「効率性」	A	要綱に則り行っている。開始したばかりの事業に関しては今後、随時見直していく。
実施に係る「緊急性」	A	支援ニーズが高まっていることから、他に優先して実施する必要がある。

指標 (効果)

				2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	医療的ケア児等コーディネーター専門研修受講済者数	人			9			
成果指標	医療的ケア児等在宅レスパイト事業利用件数	人	目標値	-	2	3	4	4
			実績値	-				
	盛岡広域圏医ケア連絡協議会参加	回	目標値	2	2			
			実績値	2	2			
			目標値					
			実績値					

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

医療的ケア児(者)の受け入れ先が少なく、就園・就学等ライフステージの切り替わりでの調整に課題がある。
--

改善改革(案)

医療的ケア児等コーディネーターを中心に、関係機関で協議を行いながら地域で必要な支援を検討していく。

管理No.	0197-000	名称	医療的ケア児(者)支援に関する事務	予算額 (参考)		必要人員	0.50/人・年	部署名	福祉課 福祉係
-------	----------	----	-------------------	-------------	--	------	----------	-----	---------

医療的ケアが必要な方について、関係課及び関係機関と連携し、生涯にわたり必要な支援を講じる。

主な取り組み

- 盛岡広域圏医療的ケア連絡協議会への出席。
医療的ケア児者が心身の状況に応じた適切な支援を受け、地域において安心して生活を営むことができるよう、盛岡広域8市町村において、医療的ケア児者の支援に関する保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の連絡調整を行い、情報交換を図る。
- 医療的ケア児等コーディネーター配置事業。
医療的ケア児等とその家族が、心身の状況に応じた適切な支援を受けることにより地域において安心して生活できる体制を整備することを目的とし、医療的ケア児等コーディネーター配置する。医療的ケア児等やその家族が日常生活を営むために適切な支援に結び付けられるよう、医療的ケア児等コーディネーターが中心となり、専門的な関係機関との連携強化に努め、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスや制度等を総合的に調整し、地域生活支援の向上を図るものとする。
- 医療的ケア児等在宅レスパイト事業。
医療的ケア児(者)の介護を行う家族の負担軽減のため、町と委託契約した訪問看護ステーションの看護師等が対象者の自宅において支援を行った際に、その利用料を助成するもの。

関係する根拠法令等	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、矢巾町医療的ケア児等コーディネーター配置事	災害時優先度	発災から24時間以内に業務再開が必要	概要説明資料
-----------	--	--------	--------------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成金に関する事務	福祉課	福祉係	上野康隆
管理No.		0198-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
18	障がいのある方の視点に立った自立支援の推進

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障害者
	受益者	在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障害者及び家族
意図	在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障害者の健康維持のため、経済的負担を軽減する。	
手段	酸素濃縮器の使用に係る電気料金の一部を助成する。(県補助1/2)	

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)	
活動指標	新規申請件数		1				
	受給者数(年度末現在)		1				
成果指標	申請決定割合(申請件数に対する決定件数の割合)	目標値	100	100	100	100	
		実績値	-	100			
		目標値					
		実績値					

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	在宅酸素を安定して使用継続するため、必要な事業である。経済的負担を軽減するために必要である。
成果に対する「有効性」	A	在宅酸素療法を必要とする方の経済的負担を軽減することができ、有効性が認められる。
事務事業内容の「効率性」	A	効率的に実施できている。
実施に係る「緊急性」	A	申請があった際は迅速な決定が必要である。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

事業の周知が不足している。

改善改革(案)

障害福祉ガイドブック、町ホームページ等で周知する。

管理No.	0198-000	名称	在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成金に関する事務	予算額 (参考)	23千円	必要人員	0.05/人・年	部署名	福祉課 福祉係
-------	----------	----	--------------------------	-------------	------	------	----------	-----	---------

助成を希望する方からの申請を受け、助成の可否を決定する。
助成が認定になった後は、認定者からの請求をもって助成金を支給する。

関係する根拠法令等 岩手県在宅酸素療法患者酸素濃縮器使用助成制度

災害時優先度 特に考慮する必要はない

概要説明資料

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					在宅重度障害者家族介護慰労手当に関する事務	福祉課	福祉係	上野 康隆
管理No.		0199-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
18	障がいのある方の視点に立った自立支援の

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	在宅の重度障害者と同居して常時その介護に従事している方
	受益者	在宅の重度障害者と同居して常時その介護に従事している方
意図	在宅の重度障害者と同居して常時その介護に従事している方を慰労するとともに、その負担の軽減を図るもの。	
手段	在宅の重度障害者と同居して常時その介護に従事している方に対し慰労手当を支給する。(県補助1/2)	

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	新規申請件数	件	1			
	受給者数(年度末現在)	人	1	1		
成果指標	申請決定割合(申請件数に対する決定件数の割合)	%	目標値	100	100	
			実績値	100	-	
		目標値				
		実績値				

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	重度障害者の在宅生活を継続するために必要な事業である。
成果に対する「有効性」	A	在宅の重度障害者と同居して常時その介護に従事している方の負担軽減につながり、有効性が認められる。
事務事業内容の「効率性」	A	効率的に実施できている。
実施に係る「緊急性」	A	申請があった際は迅速な決定が必要である。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

改善改革(案)

障害福祉ガイドブック、町ホームページ等で周知する。

課題 (若しくは「問題」等)

事業の周知が不足している。

管理No.	0199-000	名称	在宅重度障害者家族介護慰労手当に関する事務	予算額 (参考)	96千円	必要人員	0.05/人・年	部署名	福祉課 福祉係
<ul style="list-style-type: none"> ・支給申請を受付後、支給の可否を決定する。 ・支給を決定した場合、対象者に手当を支給する。 ・岩手県在宅重度障害者家族介護慰労手当支給事業費補助金申請事務。 									
関係する根拠法令等 岩手県在宅重度障害者家族介護慰労手当支給事業費補助金交付要綱						災害時優先度 特に考慮する必要はない		概要説明資料	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					小児慢性特定疾病児日常生活用具給付に関する事務	福祉課	福祉係	上野 康隆
管理No.		0200-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
18	障がいのある方の視点に立った自立支援の推進

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	町内に住所を有する小児慢性特定疾病児童
	受益者	町内に住所を有する小児慢性特定疾病児童及びその家族
意図	小児慢性特定疾病児が自宅で生活するにあたって、必要な特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする。	
手段	申請に基づき、町が支給決定等を行い給付を行う。(県補助3/4)	

指標 (効果)

				2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	申請件数	件			1			
成果指標	申請決定割合 (申請件数に対する決定件数の割合)	%	目標値	100	100	100	100	100
			実績値	-	100			
		目標値						
		実績値						

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	小児慢性特定疾病児が在宅生活を継続するために必要な事業である。
成果に対する「有効性」	E	申請がなかった。
事務事業内容の「効率性」	A	効率的に実施できている。
実施に係る「緊急性」	A	申請があった際は迅速な決定が必要である。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

特になし

課題 (若しくは「問題」等)

事業の周知が不足している。

改善改革(案)

障害福祉ガイドブック、町ホームページ等で周知する。

管理No.	0200-000	名称	小児慢性特定疾病児日常生活用具給付に関する事務	予算額 (参考)	102千円	必要人員	0.50/人・年	部署名	福祉課 福祉係
<ul style="list-style-type: none"> ・小児慢性特定疾病児 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る在宅の小児慢性特定疾病児童等 ・給付希望者からの申請を受け、対象者の身体状況等を確認の上、給付の可否を決定する。 支給種目 <ul style="list-style-type: none"> 便器 特殊マット 特殊便器 特殊寝台 歩行支援用具 入浴補助用具 特殊尿器 体位変換器 車椅子 頭部保護帽 電気式たん吸引機 クールベスト 紫外線カットクリーム ネブライザー パルスオキシメーター ・町負担分の請求処理 ・町における支給が決定した場合、岩手県小児慢性特定疾病対策補助金の交付申請等を行う。 									
関係する根拠法令等 岩手県小児慢性特定疾病対策補助金交付要綱						災害時優先度 発災から1週間までには業務再開が必要		概要説明資料	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					巡回支援専門員整備に関する事務	福祉課	福祉係	上野 康隆
管理No.		0201-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
18	障がいのある方の視点に立った自立支援の推進

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	障害児施設等で支援を担当する職員や障害児等の保護者
	受益者	障害児施設等で支援を担当する職員や障害児等の保護者
意図	発達障害者等に関する知識を有する専門員が、子ども又はその親が集まる施設及び場所を巡回し、施設等で支援を担当する職員や障害児等の保護者に対し、助言等の支援を行うことで、障害の早期発見及び早期対応を行う。	
手段	子育てに悩みを抱える障がい児等の保護者に対し、助言等の支援を行う。またはペアレントトレーニングなどの講座を開催する。	

指標 (効果)

指標 (効果)			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)	
活動指標	講座開催数	回	2	4				
	巡回した数	回						
成果指標	講座参加者	人	目標値	10	10	10	10	10
			実績値	6	2			
		目標値						
		実績値						

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条に規定された市町村実施事務である。
成果に対する「有効性」	B	対象者への心理教育の一環として有効な手段であった。
事務事業内容の「効率性」	B	改善の余地はあるが事務事業の契約から実施にかけて課内で共有相談しながら効率よく進めることが出来た。
実施に係る「緊急性」	C	対象者の日頃の苦労を考えると今実施することで将来の負担を軽減することが出来るため、実施する必要がある。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

講座開催にあたり感染症対策を徹底する必要がある。

改善改革(案)

対面開催においては物品の消毒、こまめな換気、マスク着用の徹底を行う。また、オンライン開催についても検討する。

管理No.	0201-000	名称	巡回支援専門員整備に関する事務	予算額 (参考)	300千円	必要人員	0.20/人・年	部署名	福祉課 福祉係
<p>【制度の概要】発達障害者等に関する知識を有する専門員が、子ども又はその親が集まる施設及び場所を巡回し、施設等で支援を担当する職員や障害児等の保護者に対し、助言等の支援を行うことで、障害の早期発見及び早期対応を行う。実施方法については講座の開催という形式も含めて各年度において決定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町が作成した巡回支援専門員整備事業活動計画に基づき、巡回支援実施。 ・巡回により、施設等の支援を担当する職員及び障害児等の保護者に対し支援を行う(特定の場所を拠点とした面談又は講習による支援でも可)。 ・ケースに応じた適切な支援のため、関係機関との連携を強化し、専門的な支援の必要がある場合には専門機関に連絡する等の対応を行う。 									
関係する根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律					災害時優先度	特に考慮する必要はない		概要説明資料

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					心身障害者扶養共済制度に関する事務	福祉課	福祉係	上野 康隆
管理No.		0202-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
18	障がいのある方の視点に立った自立支援の

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	町内に住所を有する障害者等及びその家族
	受益者	町内に住所を有する障害者等及びその家族
意図	障がい者(児)を扶養している方が、生存中に掛け金を納付することで、保護者死亡又は重度障害になった場合、残された障がいのある方に終身一定額の年金を支給するもの。	
手段	町は受付窓口として各種書類の提出があった場合は盛岡広域振興局福祉課まで進達している。	

指標(効果)

				2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	申請件数	件						
成果指標	適正処理割合 (申請が適正に処理された割合)	%	目標値	100	100	100	100	100
			実績値	-	-			
		目標値						
		実績値						

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	C	町は受付窓口。受付た書類を盛岡広域振興局福祉課へ進達。
成果に対する「有効性」	C	新規相談があった場合、盛岡広域振興局福祉課へ問い合わせる等、申請者に不利益が生じないように速やかに対応している。
事務事業内容の「効率性」	C	新規相談があった場合、盛岡広域振興局福祉課へ問い合わせる等、申請者に不利益が生じないように速やかに対応している。
実施に係る「緊急性」	C	資格の確認等、担当である盛岡広域振興局福祉課の指示により業務を進めている。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

改善改革(案)

管理No.	0202-000	名称	心身障害者扶養共済制度に関する事務	予算額 (参考)		必要人員	0.01 / 人・年	部署名	福祉課 福祉係
<ul style="list-style-type: none"> ・新規申請や各種届出の受付 ・受給者等へ各種届出提出の促し ・受付書類を盛岡広域振興局保健福祉環境部福祉課へ進達 ・受給者の資格確認 									
関係する根拠法令等 岩手県心身障害者扶養共済制度条例						災害時優先度 特に考慮する必要はない		概要説明資料	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					障害者意思疎通支援に係る事務	福祉課	福祉係	上野 康隆
管理No.				0203-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」	
18	障がいのある方の視点に立った自立支援の

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	聴覚、音声機能及び言語機能に該当する障害により身体障害者手帳の交付を受けているもの
	受益者	聴覚、音声機能及び言語機能に該当する障害により身体障害者手帳の交付を受けているもの
意図	聴覚、言語機能、音声機能などの障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者に、手話通訳者や要約筆記者等を派遣して、社会生活上必要な支援を行う。	
手段	申請受理後、岩手県立視聴覚障がい者情報センターへ手話通訳者等のコーディネート依頼を行う。	

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)	
活動指標	申請件数	件		4				
成果指標	申請決定割合 (申請件数に対する 決定件数の割合)	%	目標値	100	100	100	100	100
			実績値	-	100			
		目標値						
		実績値						

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条に規定された市町村実施事務である。
成果に対する「有効性」	E	対象の方への周知が不足している可能性がある。
事務事業内容の「効率性」	B	利用者の増加に合わせた体制整備は必要である。
実施に係る「緊急性」	A	利用者の方は受診など日常生活にて必要な場面が多く考えられるため速やかに手話通訳者等を派遣する必要がある。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

対象の方への周知が不十分である。

改善改革(案)

手帳交付時やホームページ、広報などにより周知する。

管理No.	0203-000	名称	障害者意思疎通支援に係る事務	予算額 (参考)	38千円	必要人員	0.05/人・年	部署名	福祉課 福祉係
<p>【制度の概要】聴覚に障害をお持ちの方の依頼に対し手話通訳者を派遣する。 申請受理後、岩手県立視聴覚障がい者情報センターへ手話通訳者等のコーディネート依頼を行う。 手話通訳者等が決定したら、町から手話通訳者等へ派遣依頼と、申請者へ決定通知を送付する。 手話通訳者等派遣後は、手話通訳者等から報告書の提出を求め、謝金を支払う。</p>									
関係する根拠法令等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律						災害時優先度 発災から24時間以内に業務再開が必要		概要説明資料	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					成年後見制度に関する事務	福祉課	福祉係	立花 敦志
管理No.				0204-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」	
18	障がいのある方の視点に立った自立支援の

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	町内に住所を有する障害者等
	受益者	町内に住所を有する障害者等及びその家族
意図	障害者や障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むことができるよう、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと、成年被後見人等の財産管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見に係る相談があった場合、盛岡広域成年後見センターや相談支援事業所等の関係機関と連絡調整を図り、適切な手続きを進める。	
手段		

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	C	障害者総合支援法に基づき町が実施主体となって適切な業務の実施に努める。
成果に対する「有効性」	C	成年後見に係る相談に応じ、制度の説明や関係機関を紹介する等、適切な対応を実施。
事務事業内容の「効率性」	C	個々のケースにより必要となる戸籍書類や準備すべき書類、作成する調書等が複雑かつ多岐に渡るため、一定の時間を要しながらも内容を精査する必要がある。
実施に係る「緊急性」	B	町だけで判断できない場合が多く、盛岡広域成年後見センターの助言を得ながら適切な処理を進める必要がある。

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	相談件数	3	2			
	件					
成果指標	町長申し立てによる後見人等決定案件	目標値	1	1	1	1
		実績値				
	件	目標値				
		実績値				

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

--

課題 (若しくは「問題」等)

障がい分野において、これまでに町長申し立て案件の実績が無く、職員にそのノウハウが備わっていない。作成する調書等が多岐に渡るため、申立てまでに時間を要する。

改善改革(案)

福祉課職員のみならず、関係課も含めて研修会を開催する等、知識や技術の向上に努める必要がある。
--

管理No.	0204-000	名称	成年後見制度に関する事務	予算額 (参考)	830千円	必要人員	1.00/人・年	部署名	福祉課 福祉係
-------	----------	----	--------------	-------------	-------	------	----------	-----	---------

盛岡広域成年後見センター(盛岡、滝沢、雫石、紫波、矢巾の5市町で構成)を成年後見センターもりおかに委託し、行政からの相談にも対応いただいている。
 町として、障がい者本人や家族、相談支援事業所等からの相談を受けた際、まずは親族内での後見ができないか検討してもらい、困難な場合には町長による申し立ても検討しなければならない。

関係する根拠法令等 成年後見制度の利用に促進に関する法律 障害者総合支援法 知的障害者福祉法 精神保健

災害時優先度 特に考慮する必要はない

概要説明資料

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					戦没者援護関係	福祉課	生活相談係	出堀
管理No.		0205-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」
1-8-24 平和の保持

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	戦没者遺族ほか町民
	受益者	戦没者遺族ほか町民
意図	戦没者を追悼し、平和を祈念すること及び経験を継承することで、平和思想に対する理解を深める。	
手段	<ul style="list-style-type: none"> ・式典を行い戦没者への哀悼の意を表する。 ・式典以外に講演等を行うことで、二度と戦争を行わないような意識啓発を行う。 ・戦没者遺族に対し、特別弔慰金(国債)を支給 	

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)	
活動指標	戦没者追悼式の実施	回	1	1	1	1	1	
	特別弔慰金の請求	人	103	9				
成果指標	戦没者追悼式式典及び講演会等イベントへの参加	人	目標値	100	100	300	300	300
			実績値	94	72			
		目標値						
		実績値						

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	B	全国、県でも同様の追悼式が開催されるが、町内にも戦没者があり、その遺族も存在することから、戦争の悲惨さを後世に伝えることが必要。
成果に対する「有効性」	B	戦没者遺族の高齢化に伴い、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、令和2年度よりさらに規模縮小して開催している。
事務事業内容の「効率性」	B	祭壇への献花費用等効率的な支出を行った。
実施に係る「緊急性」	B	緊急性は重大ではないが、継続性は重要と捉える。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

遺族会員の高齢化等により、継承者の減少が顕著にみられることから、若者への戦争に対する意識啓発が大切である。10年後、50年後、100年後と年を重ねるごとに風化されることのないように継承しなくてはならない。

改善改革(案)

令和2年度から平和記念式典(広島)へ中学生を派遣し、その体験を式典後のイベントで発表する企画をしていたが、コロナの影響で断念。令和3年度においても同様のため、4年度以降はぜひ開催したい。

管理No.	0205-000	名称	戦没者追悼式に関する事務	予算額 (参考)	370千円	必要人員	0.25/人・年	部署名	福祉課
<p>○戦没者追悼式 毎年8月を目途に、矢巾町遺族連合会と合同で矢巾町戦没者追悼式を開催する。</p> <p>内容: 献花方式での式典 参加者: 約150名</p> <p>○特別弔慰金(第11回特別弔慰金) 請求受付から債券交付までの業務を行う。</p> <p>受付期間: R2.4.1～R5.3.31 交付債券: 50,000円×5年間=250,000円 申請者見込数: 140名 (参考) 第8回(H18～H27)253名、第9回(H21～H27)5名、第10回(H27～H30)169名</p>									
関係する根拠法令等 戦傷病者戦没者遺族等援護法						災害時優先度 特に考慮する必要はない		概要説明資料	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					手話奉仕員養成研修事業	福祉課	福祉係	上野 康隆
管理No.				0206-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」	
18	障がいのある方の視点に立った自立支援

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	矢巾町に住所を有する又は矢巾町内に通勤通学している、かつ手話の学習経験がなく、社会福祉に理解と意欲がある方
	受益者	聴覚障害があり手話を日常言語としている方
意図	意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した日常生活、または社会生活を営むことができるようにすることを目的とし、聴覚障害のある方等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を取得した手話奉仕員を養成する。	
手段	手話奉仕員養成研修を実施する。(紫波町との合同開催。岩手県聴覚障害者協会に委託。) 入門課程と基礎課程を2か年かけて実施する。	

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)	
活動指標	受講者数	人	-	3				
成果指標	修了者数	人	目標値	6	6		10	10
			実績値	-	3			
		目標値						
		実績値						

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	地域生活支援事業の必須事業である。
成果に対する「有効性」	C	令和2年度は新型コロナウイルス感染防止のため中止した。
事務事業内容の「効率性」	D	2か年かけての実施のため、家庭や仕事の都合等で修了できない方がいる。
実施に係る「緊急性」	C	国のカリキュラムに基づき実施するため養成には時間を要するが、欠かすことのできない事業である。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

<ul style="list-style-type: none"> ・入門課程と基礎課程を2か年かけて実施するため、家庭や仕事の都合等で修了できない方がいる。 ・修了後のフォローアップの機会がない。
--

改善改革(案)

<ul style="list-style-type: none"> ・事情があり修了できなかった方には、次回の研修案内を行う。 ・修了者にはスキルアップのため県が実施している研修等の案内を行う。 ・社会福祉協議会等と連携し、修了者の活動の機会を検討していく。

管理No.	0206-000	名称	手話奉仕員養成研修事業	予算額 (参考)		必要人員	0.05/人・年	部署名	福祉課 福祉係
-------	----------	----	-------------	-------------	--	------	----------	-----	---------

紫波町との合同開催。
 岩手県聴覚障害者協会に委託。委託費は両町で案分。
 入門課程と基礎課程を2か年で実施する。8割以上の出席で、手話奉仕員としての登録を行うことができる。

関係する根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	災害時優先度	特に考慮する必要はない	概要説明資料
-----------	------------------------------	--------	-------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					日中一時支援事業	福祉課	福祉係	上野 康隆
管理No.		0207-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
18	障がいのある方の視点に立った自立支援の

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	町内に住所を有する障害者等
	受益者	町内に住所を有する障害者等及びその家族
意図	障害者総合支援法第77条第3項に基づき、障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた事業を効率的かつ効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。	
手段	申請に基づき、町は受給者証を交付し、申請者は受給者証交付後にサービス提供事業者と契約することでサービスの提供を受ける。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	障害者総合支援法に基づく市町村事業
成果に対する「有効性」	B	障がい者の日常生活、社会生活のために必要な支援が行われている。
事務事業内容の「効率性」	B	システム導入により効率的に事務が行われている。
実施に係る「緊急性」	A	日常生活、社会生活のために必要な支援であり、欠かすことのできないものである。

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)	
活動指標	申請受理件数	件	32	49				
成果指標	申請決定割合 (申請件数に対する決定件数の割合)	人	目標値	100	100	100	100	100
			実績値	100	100			
		目標値						
		実績値						

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

特になし

課題 (若しくは「問題」等)

マイナンバーの普及及びICTの発展に伴い、将来的には、申請から受給者証の交付まで電子化することで申請者の負担を軽減すること。
--

改善改革(案)

他のサービス提供と合わせ、電子化への移行を検討する。

管理No.	0207-000	名称	日中一時支援事業	予算額 (参考)	9,185千円	必要人員	0.50/人・年	部署名	福祉課 福祉係
-------	----------	----	----------	-------------	---------	------	----------	-----	---------

障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を実施する。
市町村民税課税世帯は1割負担(所得に応じて2段階の自己負担上限額あり)

関係する根拠法令等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

災害時優先度 発災から1週間までには業務再開が必要

概要説明資料

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					日常生活用具給付等事業	福祉課	福祉係	上野 康隆
管理No.				0208-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」	
18	障がいのある方の視点に立った自立支援の

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	町内に住所を有する障害者等
	受益者	町内に住所を有する障害者等及びその家族
意図	障害者総合支援法第77条第1項に基づき、障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた事業を効率的かつ効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。	
手段	障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具の給付又は貸与並びにその取付け工事に要する費用の助成を行う。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	障害者総合支援法に基づく市町村事業
成果に対する「有効性」	B	障がい者の日常生活、社会生活のために必要な支援が行われている。
事務事業内容の「効率性」	B	システム導入により効率的に事務が行われている。
実施に係る「緊急性」	B	日常生活、社会生活のために必要な支援であり、欠かすことのできないものである。

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	申請受理件数	195	186			
	件					
成果指標	申請決定割合(申請件数に対する決定件数の割合)	目標値	100	100	100	100
		実績値	100	100		
	%	目標値				
		実績値				

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

紙おむつの基準額が低いとの要望有。

課題 (若しくは「問題」等)

申請や支給券の交付にあたっては、マイナンバーの普及とICTの発展に伴い、将来的には電子化されることが予想されるが、その場合は、身体障害者手帳や医師の意見書等も併せて電子化する必要がある。

改善改革(案)

他市町村の基準給付額と比較しながら、基準額については、適宜見直し検討を進める。申請等の電子化については、他の制度の動向を確認しながら検討していく。

管理No.	0208-000	名称	日常生活用具給付等事業	予算額 (参考)	8,119千円	必要人員	0.50/人・年	部署名	福祉課 福祉係
-------	----------	----	-------------	-------------	---------	------	----------	-----	---------

在宅生活を継続するために必要な用具の支給を行う。(用具によって、支給要件あり)
原則利用者負担1割(自己負担上限額あり)
生活保護受給者、非課税者自己負担なし。

関係する根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	災害時優先度	発災から1週間までには業務再開が必要	概要説明資料
-----------	------------------------------	--------	--------------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					母子・父子・寡婦支援に関する事務	福祉課	生活相談係	佐藤 詩音
管理No.		0209-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」
1-3-10 地域福祉づくりの推進

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	母子寡婦福祉協会
	受益者	母子寡婦福祉協会
意図	ひとり親家庭等の生活の安定のために、福祉増進と地域とのつながりを促すもの。	
手段	<ul style="list-style-type: none"> ・矢巾町母子寡婦福祉協会に対する運営費補助金を交付する。 ・ボランティア活動等を通じて、地域参加の機会を確保する。 ・経済的な自立を図るため、諸制度につなぐ。 	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	母子寡婦福祉協会への補助金交付事業については、自主財源に乏しい福祉団体であるため、継続した活動を行うため、ある程度の財政面の支援が必要である。
成果に対する「有効性」	B	当課においてひとり親家庭世帯と関わる機会が限られており、多くの世帯に必要な支援制度をいきわたらせるまでに至っていない。
事務事業内容の「効率性」	B	組織体制として、ひとり親家庭の現状把握を含め、支援体制の改善が必要と捉える。
実施に係る「緊急性」	A	ひとり親家庭は生活困窮や子どもに関する悩みなど、問題を抱えやすいため永続的な支援が必要。

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)		
活動指標	ボランティア活動の実施回数	回	21	32				
成果指標	生活福祉資金の貸付けによる子の就学支援 (県事業、貸付件数)	件	目標値	10	10	10	10	10
			実績値	8	1			
		目標値						
		実績値						

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

世帯構成によっては、児童扶養手当を受給できない場合もある。経済的な自立を望む一方で、実現は課題が多い。

課題 (若しくは「問題」等)

・児童扶養手当の担当窓口は子ども課であり、当課においてひとり親家庭の現状把握はできず、ひとり親家庭に必要な支援制度を検討できない。

改善改革(案)

ひとり親家庭等に対する支援体制の在り方を検討する。

管理No.	0209-000	名称	母子・父子・寡婦支援に関する事務	予算額 (参考)	149千円	必要人員	0.05／人・年	部署名	福祉課 生活相談係
<ul style="list-style-type: none"> ・母子父子寡婦福祉資金貸付申請の受付、進達(随時) ・岩手県ひとり親家庭等日常生活支援事業に係る対象家庭の資格要件確認(年1回) ・ひとり親家庭等支援に関する各種情報提供(随時) 									
関係する根拠法令等						母子・父子寡婦福祉法		災害時優先度	特に考慮する必要はない
									概要説明資料

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					特別障害者手当等に関する業務	福祉課	福祉係	上野 康隆
管理No.		0211-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
18	障がいのある方の視点に立った自立支援の

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	精神又は身体に重度の障害を有する児童及び精神又は身体に著しく重度の障害を有する者
	受益者	精神又は身体に重度の障害を有する児童とその家族及び精神又は身体に著しく重度の障害を有する者とその家族
意図	在宅の精神及び重度障がい者(障がい児含む)に対する救護措置の一環として、その重度の障がいによって生じる特別の負担の一助として手当を支給するもの。	
手段	福祉事務所を有しない本町では、各種申請の窓口として申請を受け付け、県に達し支給決定等を行っている。	

指標 (効果)

				2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	新規申請進達件数	件		6	3			
成果指標	適正処理割合 (申請が適正に処理された割合)	%	目標値	100	100	100	100	100
			実績値	100	100			
		目標値						
		実績値						

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	福祉事務所を有していない本町の場合、実施主体は県になるため、各種申請の進達を行っている。
成果に対する「有効性」	A	
事務事業内容の「効率性」	A	
実施に係る「緊急性」	A	

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

改善改革(案)

管理No.	0211-000	名称	特別障害者手当等に関する業務	予算額 (参考)		必要人員	0.05/人・年	部署名	福祉課 福祉係
<p>手当の種類としては「特別障害者手当」「障害児福祉手当」「経過的福祉手当」の3種。 これらの手当に関する業務としては下記のとおり。</p> <p>【随時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規認定請求の受付、障がい要件・所得状況等の確認後、請求書類を盛岡広域振興局保健福祉環境部福祉課へ進達。 ・その他各種届出等の進達。 ・盛岡広域振興局から受給者への各種通知等の発送。 ・本手当に関する問い合わせへの対応。 <p>【毎年8～9月】</p> <p>現況届(所得状況届)のとりまとめ・確認の後に進達。</p>									
<p>関係する根拠法令等 特別児童扶養手当等の支給に関する法律</p>						<p>災害時優先度 発災から1週間までには業務再開が必要</p>		<p>概要説明資料</p>	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					相談支援事業に関する業務	福祉課	福祉係	立花 敦志
管理No.		0212-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」
1-3-11 相談支援体制の充実

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	障害者及び障害児並びにその家族等
	受益者	障害者及び障害児並びにその家族等
意図	障がい者等からの相談に応じ必要な情報提供及び助言等を行い、矢巾町及び指定障がい福祉サービス事業者等との連絡調整その他厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与することにより、障がい者やその家族の地域における生活を支援し、障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としている。	
手段	相談支援事業所(4事業所)と委託契約することにより、様々な相談場面に対応し、必要な場合は関係機関につなぐ等、相談者の困り事に対応できる体制を整備している。	

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	相談対応件数(延べ件数)	148	54			
	件					
成果指標	障がい福祉サービス利用申請件数	目標値	5	5	5	5
		実績値	6	8		
	目標値					
	実績値					

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	障害者総合支援法に定められた市町村事業。
成果に対する「有効性」	A	障害者や障害児、その家族等に対して日常生活や社会生活における様々な相談に応じ、適切なサービスや機関につなげる等の必要な支援を実施している。
事務事業内容の「効率性」	C	複数の相談支援事業所に業務を委託することにより、その事業所の特色を活かしながら多岐に渡る相談内容に対応している。
実施に係る「緊急性」	C	緊急的な相談案件については、紫波地域障がい者基幹相談支援センターと連携し、基幹に対応を引き継ぐ。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

事業所によって相談対応件数にバラつきがある。

改善改革(案)

管理No.	0212-000	名称	相談支援事業に関する業務	予算額 (参考)	400千円	必要人員	2.00/人・年	部署名	福祉課 福祉係
-------	----------	----	--------------	-------------	-------	------	----------	-----	---------

以下の4箇所と業務委託契約を締結。

(社会福祉法人新生会、ソーシャルサポートセンターもりおか、社会福祉法人千晶会、社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団)

業務委託内容として、

家庭訪問等により障がい者等又はその保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うものとして、次に掲げる業務を実施するものとする。

(1)相談支援事業

ア 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)

イ 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導等)

ウ 社会生活力を高めるための支援

エ ピアカウンセリング

オ 権利の擁護のために必要な援助

カ 専門機関の紹介

(2)地域活動支援センター事業

ア 医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整

イ 住民ボランティアの育成

ウ 障がいに対する理解促進を図るための普及啓発

エ 創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜供与

関係する根拠法令等 障害者総合支援法

災害時優先度

発災から1週間までには業務再開が必要

概要説明資料

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					福祉避難所対策事業に関する業務	福祉課	福祉係	出堀
管理No.		0213-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」

事務事業の方向性
拡充

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	福祉避難所に該当する福祉施設等
	受益者	福祉避難所に避難する障がい者や高齢者と、その家族等
意図	大規模な地震、風水害等の災害が発生した際に、障がい者や高齢者等の要支援者が避難できる場として、町内の医療機関や福祉施設に受入れをお願いし、要支援者の安全を確保することを目的としている。	
手段	<ul style="list-style-type: none"> ・協定締結する町内14カ所の施設と、災害時の要支援者への支援に関する協定を締結。 ・協定を締結した町内14カ所の施設を町職員が定期的に訪問して、情報共有。 	

指標 (効果)

				2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	福祉避難所(施設)一斉訪問	回		1	2			
成果指標	町内福祉関係者等に対する福祉避難所に係る説明	回	目標値	1	2	2	2	2
			実績値	1	2			
		目標値						
		実績値						

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	B	障がい者や高齢者等の要支援者の生命を守る。
成果に対する「有効性」	A	町内福祉避難所施設へ訪問し、受入対象や設備の情報共有を図っている。
事務事業内容の「効率性」	A	町関係課と、福祉避難所となる施設職員の顔が見える関係性が重要のため、定期的な訪問等が必要な業務。
実施に係る「緊急性」	A	災害への備えは、常時見直す必要がある。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

改善改革(案)

株式会社北良と共同でモデル避難所の開設を行い、課題等の検討を行う。

課題 (若しくは「問題」等)

・医療的ケアを必要とされる方の避難所での受入体制整備

管理No.	0213-000	名称	福祉避難所対策事業に関する業務	予算額 (参考)		必要人員	1.00/人・年	部署名	福祉課 福祉係	
<p>【概要】 「矢巾町避難行動要支援者の支援の協力に関する協定書」を町内14カ所の施設と締結している。 全施設で最大、高齢者を約210名、障がい者(児)を約70名収容可能となっている。 大規模な災害が発生した場合には、施設の車両をそのまま使用すること、運転手も施設側で手配いただくこと等、施設側で主体的に対応いただくことを前提とした協定となっている。</p> <p>【取り組み】 総務課防災安全室、福祉課の担当職員で、協定を締結する町内14カ所へ訪問。 災害発生時の対応等について情報共有、打ち合わせを実施して、有事に備える。 令和4年2月 株式会社北良と共同で医療的ケア児を対象としたモデル避難所の開設を行った。</p>										
関係する根拠法令等						災害時優先度	発災から24時間以内に業務再開が必要		概要説明資料	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					移動支援事業	福祉課	福祉係	上野 康隆
管理No.				0214-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」	
18	障がいのある方の視点に立った自立支援の

事務事業の方向性
拡充

事務事業概要

対象	対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の内いずれかの交付を受けた者
	受益者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の内いずれかの交付を受けた者
意図	屋外での移動が困難な障害者等に対して、外出のための支援を行う。	
手段	外部事業所への委託により屋外での移動が困難な障害者等に対して外出のための支援を提供する。	

【(旧) Change シート】

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)	
活動指標	申請件数(変更申請含む)	件	9	8				
成果指標	申請決定割合 (申請件数に対する 決定件数の割合)	%	目標値	100	100	100	100	100
			実績値	100	100			
		目標値						
		実績値						

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条に規定された市町村実施事務である。
成果に対する「有効性」	A	移動の支援が必要な方にとって一つの選択肢となっている。
事務事業内容の「効率性」	B	利用者の増加に合わせた体制整備は必要である。
実施に係る「緊急性」	A	利用者の生活に直接影響を与える事業のため速やかに実施する必要がある。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

契約事業者の数が少ないため利用希望に沿えていない可能性がある。

改善改革(案)

契約事業所を増やすため近隣の移動支援事業所に働きかける。

管理No.	0214-000	名称	移動支援事業	予算額 (参考)	480千円	必要人員	0.30/人・年	部署名	福祉課 福祉係
-------	----------	----	--------	-------------	-------	------	----------	-----	---------

【制度の概要】屋外での移動が困難な障害者に対して外出のための支援を提供する。
 屋外での移動が困難な障害者等が、自立生活及び社会参加のための外出をする際、一月あたりの支給量を町が決定し、移動に係る費用の一部を支給する。
 市町村民税課税世帯は1割負担(所得に応じて2段階の自己負担上限額あり)

関係する根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	災害時優先度	発災から24時間以内に業務再開が必要	概要説明資料
-----------	------------------------------	--------	--------------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					紫波地域障がい者基幹相談支援センターに関する事務	福祉課	福祉係	立花 敦志
管理No.				0215-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」	
1-3-11	相談支援体制の充実

事務事業の方向性
維持

事務事業概要

対象	対象者	町内に住所を有する障害者及び障害児
	受益者	町内に住所を有する障害者及び障害児並びにその家族
意図	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、矢巾町における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員を基幹相談支援センターに配置することや、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・障がい福祉に関する一般的な相談に対応し、合わせて、障がい福祉サービスの利用に向けた計画相談にも対応できる体制を整えている。基幹として、他の相談支援事業所に対する助言、調整役も担っており、本町の障がい福祉に係る相談業務の主軸として業務を実施している。	
手段		

【(旧) Change シート】

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)		
活動指標	相談対応件数(延べ件数)	件	532	657				
成果指標	計画相談支援達成率	%	目標値	100	100	100	100	100
			実績値	100	100			
		目標値						
		実績値						

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	障害者総合支援法に定められた市町村事業
成果に対する「有効性」	A	障害者や障害児、その家族等に対して日常生活や社会生活における様々な相談に応じ、適切なサービスや機関につなげる等の必要な支援を実施している。
事務事業内容の「効率性」	A	福祉課と基幹の間で、それぞれに相談があった場合は相互に情報共有し、相談内容の解決や福祉サービス利用につなげる体制を整えている。
実施に係る「緊急性」	A	緊急的な相談案件にも対応するため24時間、365日、電話がつながる体制を整えている。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

紫波地域障がい者基幹相談支援センター業務は紫波町とともに委託していることから、委託料や業務内容等、両町で協議の上で決定しなければならない。

改善改革(案)

紫波圏域は保健、福祉、医療等が同一水準で利用できるような様々な面で連携・協力した体制を整備していることから、今後も両町にとって最善の相談支援体制が構築できるよう、基幹の役割について委託先法人の実情も踏まえながら検討を重ねる必要がある。

管理No.	0215-000	名称	紫波地域障がい者基幹相談支援センターに関する事務	予算額 (参考)	6,641千円	必要人員	2.00/人・年	部署名	福祉課 福祉係
-------	----------	----	--------------------------	-------------	---------	------	----------	-----	---------

基幹相談支援センター事業として、次に掲げる業務を実施するものとする。

(1)総合的・専門的な相談支援の実施
障がいの種別や年齢を問わない、各種ニーズに対応できる、

- ・総合的な相談支援の実施
- ・専門的な相談支援の実施(困難事例のケース検討会議の開催等)
- ・緊急時における夜間休日等の相談支援の実施

既存のサービスでは解決できない、福祉による支援に繋がっていないなどの、

- ・身近な地域の相談支援事業者で対応できない個別事例への対応
- ・アウトリーチによる支援、通院等同行支援の実施

(2)地域の相談支援体制の強化の取組
相談支援事業者、相談機関等への支援、ネットワークを構築するため、

- ・相談支援事業者への専門的指導、助言(スーパーヴィジョン)
- ・相談支援事業者の人材育成(研修等)

計画相談支援体制の強化(相談支援専門員の質の向上)

- ・地域の相談機関(相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等)との連携強化の取組(連携会議の開催等)

(3)地域移行・定着
地域で障がい者が生活する上で必要な支援のため、

- ・入所施設や精神科病院等への地域移行に向けた働きかけ
- ・地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

(4)権利擁護・虐待防止
障がい者の権利擁護に係る相談や保護、関係機関への同行支援などの、

- ・成年後見制度の利用支援の実施
- ・虐待防止に関する相談支援の実施

(5)自立支援協議会の運営参加等

関係する根拠法令等	障害者総合支援法	災害時優先度	発災から24時間以内に業務再開が必要	概要説明資料
-----------	----------	--------	--------------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					身体障害者用自動車改造費助成事業	福祉課	福祉係	上野 康隆
管理No.		0216-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
18	障がいのある方の視点に立った自立支援の

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が上肢機能障害、下肢機能障害又は体幹機能障害の1級又は2級の者
	受益者	身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が上肢機能障害、下肢機能障害又は体幹機能障害の1級又は2級の者
意図	自動車運転に際し、手動ブレーキ等の制限が付された身体障害者に対し、自動車改造費用の一部を助成することで、自立支援の充実を図る。	
手段	対象者が就労等に伴い自動車を改造する場合に、その自動車の改造に要する経費の一部を支給する。	

指標 (効果)

				2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	申請件数	件		1				
成果指標	申請決定割合 (申請件数に対する 決定件数の割合)	%	目標値	100	100	100	100	100
			実績値	100	-			
		目標値						
		実績値						

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条に規定された市町村実施事務である。
成果に対する「有効性」	C	対象の方への周知が不足している可能性がある。
事務事業内容の「効率性」	B	利用者の増加に合わせた体制整備は必要である。
実施に係る「緊急性」	B	対象者の大きな経済負担を考えると他に優先して実施することが望ましい

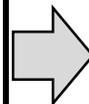


住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)



課題 (若しくは「問題」等)

対象の方への周知が不十分である。



改善改革(案)

手帳交付時やホームページ、広報などにより周知する。

管理No.	0216-000	名称	身体障害者用自動車改造費助成事業	予算額 (参考)	200千円	必要人員	0.05/人・年	部署名	福祉課 福祉係
-------	----------	----	------------------	-------------	-------	------	----------	-----	---------

【制度の概要】自動車運転に際し、手動ブレーキ等の制限が付された身体障害者に対し、自動車改造費用の一部を助成する。
上限額: 1件あたり100,000円

関係する根拠法令等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

災害時優先度 発災から1週間までには業務再開が必要

概要説明資料

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					障害者自動車運転免許取得費助成事業	福祉課	福祉係	上野 康隆
管理No.		0217-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
18	障がいのある方の視点に立った自立支援の

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級までの者、又は療育手帳の交付を受けた者
	受益者	身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級までの者、又は療育手帳の交付を受けた者
意図	障害者が運転免許を取得するための費用の一部を助成することで、負担の軽減を図るとともに、就労等社会活動への参加を促進する。	
手段	対象者が運転免許を取得する場合に、その経費の一部を支給する。	

指標 (効果)

				2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	申請件数	件		1				
成果指標	申請決定割合 (申請件数に対する 決定件数の割合)	%	目標値	100	100	100	100	100
			実績値	100	-			
		目標値						
		実績値						

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条に規定された市町村実施事務である。
成果に対する「有効性」	A	対象の方へ情報提供を行い、支給につなげることが出来た。
事務事業内容の「効率性」	B	利用者の増加に合わせた体制整備は必要である。
実施に係る「緊急性」	B	対象者の大きな経済負担を考えると他に優先して実施することが望ましい

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

対象者への積極的な周知が行われていない。

改善改革(案)

手帳交付時やホームページ、広報などにより周知する。

管理No.	0217-000	名称	障害者自動車運転免許取得費助成事業	予算額 (参考)	50千円	必要人員	0.05/人・年	部署名	福祉課 福祉係
<p>【制度の概要】身体障害者(1-4級)、知的障害者に対し、普通運転免許取得のための費用(教習費等)の一部を助成する。 上限:50,000円</p>									
関係する根拠法令等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律						災害時優先度 発災から1週間までには業務再開が必要		概要説明資料	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					自立支援給付事業	福祉課	福祉係	立花 敦志
管理No.				0218-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」	
18	障がいのある方の視点に立った自立支援

事務事業の方向性
維持

事務事業概要

対象	対象者	障がい福祉サービス申請者
	受益者	障がい福祉サービス利用者及びその家族
意図	障害者や障害児が基本的な人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むことができるよう、必要なサービスの提供が求められることから、個々のニーズに応じた給付を実施し、障がい福祉の向上に資することを目的とする。	
手段	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労定着支援、就労移行支援、就労継続支援A・B型、共同生活援助、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援事業等の給付を実施。	

【(旧) Change シート】

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	市町村は、障害者及び障害児が基本的な人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付を行うことが障害
成果に対する「有効性」	A	個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)をふまえ、個別に支給決定を行うことができる。
事務事業内容の「効率性」	C	個々に障がい特性があり、支援すべき内容が異なるため、聞き取りから支援内容の決定まで時間を要する。また、障害支援区分の認定やサービス内容等を当事者に伝えることに丁寧な対応が
実施に係る「緊急性」	B	個々のケースによっては緊急的なサービス提供を求められる場合もあることから、迅速かつ適切な支給決定が重要となる。

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)	
活動指標	障がい福祉サービス受給者証交付者数(障がい者)	人	205	217				
	障がい福祉サービス受給者証交付者数(障がい児)	人	81	89				
成果指標	計画相談支援達成率	%	目標値	100	100	100	100	100
			実績値	100	100			
			目標値					
			実績値					

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

職員の人員不足や知識不足等の理由により、支援を必要とする障害者及び障害児の発見や適切な情報提供、支援ができていない。
 県立療育センター、岩手医科大学附属病院の移転に伴い、支援が必要な障害者及び障害児の転入が増加している。

改善改革(案)

支援を必要とする障害者及び障害児に対して、適切に支援を行う必要があり、要支援者の発見から早期支援までの流れをきめ細かく実施するため、相談支援専門員の拡充や障がい者宅への定期訪問、保健師(身体、知的、精神)の配置、障がい者支援施設の事業立ち上げを支援することで障害者及び障害児が基本的な人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援を行うことができる。

管理No.	0218-000	名称	自立支援給付事業	予算額 (参考)	456,194千円	必要人員	2.00/人・年	部署名	福祉課 福祉係
<p>個々のニーズに対し必要な障がい福祉サービスとして、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A・B型、共同生活援助、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援事業等の給付を実施する。</p>									
<p>関係する根拠法令等 障害者総合支援法</p>						<p>災害時優先度 発災から1週間までには業務再開が必要</p>		<p>概要説明資料</p>	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					障害児・者に対する虐待防止に関する相談に係る事務	福祉課	福祉係	立花 敦志
管理No.		0219-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」
1-3-11 相談支援体制の充実

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	障害者及び障害児
	受益者	障害者及び障害児、障害者支援施設等の職員及び関係者等
意図	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)に規定される障害者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護、養護者に対する適切な支援及び関係機関や民間団体との連携協力体制の整備などを目的としている。	
手段	虐待の防止や早期発見に努め、被虐待障害者等を発見した場合は迅速かつ適切な保護に努める。養護者に対する適切な支援、指導を実施し、関係機関等と連携協力体制を整備する。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	C	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律及び障害者総合支援法において市町村が実施するべきと規定されている。
成果に対する「有効性」	C	町が窓口となることで、障害者や養護者からの相談に応じるとともに、支援者側からも情報が得るため場合によっては調査を実施することとなる。
事務事業内容の「効率性」	B	関係者間で情報を共有し、養護者に対して事前に支援や指導をすることで未然に虐待事案の発生を食い止めることが期待できる。
実施に係る「緊急性」	A	虐待を発見した場合は、迅速かつ適切に保護する。かつ、関係者間で協力体制を整備し、虐待の再発に努めなければならない。

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	理解促進研修・啓発事業回数	1				
成果指標		目標値				
		実績値				
		目標値				
		実績値				

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

虐待と疑わしき事案が発生した場合、福祉課でチーム構成を組み、それぞれの立場から情報を聞き取りする必要がある。そのため、他の業務よりも最優先で即座に対応する必要があり、かつ、それぞれのチームが出した結論により「虐待か否か」の結論を出さなければならない、職員内にそのノウハウが備わっていないのが現状である。

改善改革(案)

福祉課職員のみならず、関係課や施設職員も含めて研修会を開催する等、知識や技術の向上に努める必要がある。

管理No.	0219-000	名称	障害児・者に対する虐待防止に関する相談に係る事務	予算額 (参考)	213千円	必要人員	1.00/人・年	部署名	福祉課 福祉係
<p>(1) 障害者虐待防止の体制整備</p> <p>ア 障害者虐待に関する対応窓口の設置、相談又は通報の受理、障害者の安全確認及び事実確認</p> <p>イ 緊急一時保護の実施(居室の確保を含む。)</p> <p>ウ 立入調査の実施及び立入調査の際の関係機関への援助要請</p> <p>エ 障害者や養護者に対する援助・支援方針の決定及び援助・支援の実施並びに援助・支援方針の再評価</p> <p>オ 虐待を受けた知的障害者、精神障害者に対する成年後見制度の利用支援及び成年後見制度の開始に関する審判の請求</p> <p>カ 事案に応じた専門機関との連携・協力体制の整備</p> <p>(2) 保健・福祉・医療関係機関の従事者に対する研修会 障害者虐待の防止や早期発見、障害者及び養護者に対する支援に必要と認められる研修会の開催</p> <p>(3) 障害者虐待に関する地域・理解の普及啓発 障害者虐待に関する知識を深めるための町民等を対象とした研修会等の開催</p> <p>(障害者虐待防止センター)</p> <p>障害者の虐待を防止し、障害者を養護する者に対する支援などを実施するため、矢巾町障害者虐待防止センターを、福祉課に置く。</p> <p>(センターの所掌事項)</p> <p>センターは、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待に関する通報又は届出の受理</p> <p>(2) 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導及び助言</p> <p>(3) 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発</p>									
<p>関係する根拠法令等 ○障害者総合支援法 ○障がい者差別解消法</p>						<p>災害時優先度 発災から1週間までには業務再開が必要</p>		<p>概要説明資料</p>	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					補装具費支給事務	福祉課	福祉係	出堀 孝明
管理No.		0220-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
18	障がいのある方の視点に立った自立支援の

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	町内に住所を有する障害者等
	受益者	町内に住所を有する障害者等及びその家族
意図	障害者等の失われた身体機能を補完または代替する補装具の費用を支給し、障害者等の職業その他日常生活の能率の向上及び障害児等の将来、社会人として独立自立するための素地の育成・助長を図る。	
手段	申請に基づき、支給券を配布し、申請者が補装具を事業者から提供される。費用負担については、所得状況に応じて自己負担額があり、自己負担以外は町から補装具提供事業者へ費用を支出している。	

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	申請件数	件	87	56			
	交付件数	件	62	70	70	70	70
成果指標		目標値					
		実績値	87	56			
		目標値					
		実績値					

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	障害者総合支援法に基づく、市町村事業
成果に対する「有効性」	A	障がい者の日常生活、社会生活のために必要な支援が行われている。
事務事業内容の「効率性」	B	システム導入により支給決定等の事務は効率的に行われている。
実施に係る「緊急性」	A	日常生活、社会生活のために必要な支援であり、欠かすことのできないものである。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

特になし

課題 (若しくは「問題」等)

申請や支給券の交付にあたっては、マイナンバーの普及とICTの発展に伴い、将来的には電子化されることが予想されるが、その場合は、身体障害者手帳や医師の意見書等も併せて電子化する必要がある。

改善改革(案)

申請等の電子化については、他の制度の動向を確認しながら検討していく。

管理No.	0220-000	名称	補装具費支給事務	予算額 (参考)	15,427千円	必要人員	1.00/人・年	部署名	福祉課 福祉係
<p>補装具費の支給を行う。(補装具によって、支給要件あり) 原則利用者負担1割(自己負担上限額あり) 生活保護受給者、非課税者は自己負担なし。</p>									
関係する根拠法令等 障害者総合支援法						災害時優先度 発災から1週間までには業務再開が必要		概要説明資料	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					訪問入浴サービス事業	福祉課	福祉係	上野 康隆
管理No.				0221-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」	
18	障がいのある方の視点に立った自立支援の

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	在宅の重度身体障がい者及び重度身体障がい児
	受益者	在宅の重度身体障がい者及び重度身体障がい児とその家族
意図	在宅の重度身体障がい者及び重度身体障がい児に対し、居宅を訪問し入浴サービスを行うことで、障がい者(児)の清潔保持と家族の負担軽減を図る。	
手段	在宅の重度身体障がい者及び重度身体障がい児の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護、その他付随して必要な処置等を行う。	

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	申請件数	件	1	1			
成果指標	申請決定割合 (申請件数に対する 決定件数の割合)	% 目標値	100	100	100	100	100
		実績値	100	100			
		目標値					
		実績値					

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条に規定された市町村実施事務である。
成果に対する「有効性」	D	対象の方への周知が不足している可能性がある。
事務事業内容の「効率性」	B	利用者の増加に合わせた体制整備は必要である。
実施に係る「緊急性」	A	対象者の衛生管理のために希望の日時にて速やかに実施する必要がある。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

対象の方への周知が不十分である。

改善改革(案)

ホームページ、広報などにより周知するほか、生活相談や他課からの情報により必要と思われる対象者には積極的に制度について情報提供する。

管理No.	0221-000	名称	訪問入浴サービス事業	予算額 (参考)	600千円	必要人員	0.10/人・年	部署名	福祉課 福祉係
<p>【制度の概要】在宅の重度身体障がい者及び重度身体障がい児に対し、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護、その他付随して必要な処置等を行う。 利用回数は、1人につき月5回まで。費用は1回につき12,500円。 市町村民税課税世帯は1割負担</p>									
関係する根拠法令等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律						災害時優先度 発災から1週間までには業務再開が必要		概要説明資料	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					超重症児者等短期入所特別給付費支給に関する事務	福祉課	福祉係	畠山 亜希子
管理No.		0222-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
18	障がいのある方の視点に立った自立支援の

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	在宅の超重症児(者)及び準超重症児(者)
	受益者	在宅の超重症児(者)及び準超重症児(者)とその介助者
意図	医療的ケアを必要とする在宅の超重症児(者)及び準超重症児(者)(以下「超重症児(者)等」という。)を介助する家族の精神的負担及び身体的負担の軽減のために実施される短期入所の充実を図ることを目的とする。	
手段	超重症児(者)及び準超重症児(者)を受け入れた短期入所事業所に対し、障害者総合支援法第29条に基づく介護給付費に上乗せ支給をする。(県補助1/2)	

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	申請者数	人	1				
成果指標	利用者実人数	人	目標値	1	1	1	1
			実績値	1			
		目標値					
		実績値					

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	町内には超重症児(者)及び準超重症児(者)の短期入所を受け入れる事業所が2か所あり(療育センター、みちのく療育園)、利用者が見込まれるため事業継続の必要性がある。
成果に対する「有効性」	E	令和3年度は利用者がいなかったため、補助の実施は無かった。
事務事業内容の「効率性」	A	要綱に則り行っており、事業所との連携により概ね効率的に行われている。
実施に係る「緊急性」	C	利用があった際は迅速に対応する必要がある。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

感染症対策により受け入れ制限があり。必要時に利用できるよう、短期入所事業所の確保が必要である。

改善改革(案)

受け入れ状況の把握をし、関係者と情報共有していく。事業所に対し、県と連携しながら本事業の周知を行っていく。

管理No.	0222-000	名称	超重症児者等短期入所特別給付費支給に関する事務	予算額 (参考)	621千円	必要人員	0.10/人・年	部署名	福祉課 福祉係
-------	----------	----	-------------------------	-------------	-------	------	----------	-----	---------

医療的ケアを必要とする在宅の超重症児(者)及び準超重症児(者)(以下「超重症児(者)等」という。)を介助する家族の精神的負担及び身体的負担の軽減のために実施される短期入所の充実を図ることを目的とし、対象児が利用した事業所に助成を行う。
報酬の上乗せをすることで、受け入れ事業所の拡充を図り、対象児やその家族のサービス利用の選択肢を広げることが出来る。

関係する根拠法令等	障害者総合支援法、岩手県在宅超重症児(者)等短期入所受入体制支援事業実施要綱、矢巾町超重症児	災害時優先度	発災から1週間までには業務再開が必要	概要説明資料
-----------	--	--------	--------------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					障がい者プラン等の策定に関する事務	福祉課	福祉係	立花 敦志
管理No.				0223-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」	
18	障がいのある方の視点に立った自立支援

事務事業の方向性
改善

事務事業概要

対象	対象者	障がいの有無に関わらず町民全体
	受益者	障がいの有無に関わらず町民全体
意図	現行の障がい者プラン等の最終年度を迎えている。現行のプラン等の進捗状況を確認し、また、障がい者・障がい児・一般町民を対象に障がい福祉に関するアンケート調査を実施することにより、次期プラン等をより地域の実情や障がい者等のニーズに沿った内容で策定することを目的としている。	
手段	障害者、障害児とその家族、町民の3グループを対象としたアンケート調査を実施しニーズ調査に努める。また、近年のサービス利用等の傾向を分析し、今後の本町における障がい施策のあり方を検討するとともに、実情に即した計画値(成果指標)を設定する。	

【(旧) Change シート】

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法において計画の策定が義務化されている。
成果に対する「有効性」	C	令和3年度から5年度までの3カ年計画。各年度ごとの計画値(成果指標)を設定することで将来を見据えた計画内容とする。
事務事業内容の「効率性」	C	担当者の業務量及び業務時間が膨大となり、他業務との調整が非常に困難。
実施に係る「緊急性」	C	国の障害者基本計画や基本指針に沿った内容を盛り込み、かつ、本町の実情に即した計画となるよう考察した。

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	自立支援協議会開催	回	3	2			
成果指標	ニーズ調査	回	目標値		1	1	
			実績値				
	パブリックコメント	回	目標値				1
			実績値	1			
		目標値					
		実績値					

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

アンケート調査を実施したものの、調査票の内容そのものに当事者の意見が反映できていない。アンケートで回答いただいた意見を計画にダイレクトに反映できていない。国の基本指針における成果目標を達成するような計画値を設定したものの、本町の実情に必ずしも合致しているとは言えない数値もあり、策定に苦慮した。

改善改革(案)

アンケート調査票の作成段階から当事者やその家族の意見が反映できるよう、作業部会の構成メンバーを検討する。また、年度当初から着手する必要がある。さらに、主担当以外にも複数の職員で分担することでスケジュール管理を明確にし業務の効率化を図る必要がある。

管理No.	0223-000	名称	障がい者プラン等の策定に関する事務	予算額 (参考)	522千円	必要人員	2.00/人・年	部署名	福祉課 福祉係
<p>9月: アンケート調査を実施済み。計1,500名に送付(障がい者1,130名、障がい児70名、一般300名)。 10月: アンケート結果の集計 11月: 矢巾町障害児自立支援協議会においてアンケート集計結果の説明。次期計画における重点項目の提示。 11~1月: 計画内容を協議することを目的として自立支援協議会の作業部会を設置し、3回の協議の場を設ける予定。 2月: パブリックコメントを実施 3月: 矢巾町自立支援協議会を開催し計画内容の最終案を諮問 3月下旬: 次期計画の公表</p>									
関係する根拠法令等 <input type="checkbox"/> 障害者基本法 <input type="checkbox"/> 障害者総合支援法 <input type="checkbox"/> 児童福祉法						災害時優先度 特に考慮する必要はない		概要説明資料	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					障害児支援給付事業	福祉課	福祉係	畠山 亜希子
管理No.				0224-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」	
18	障がいのある方の視点に立った自立支援

事務事業の方向性
維持

事務事業概要

対象	対象者	障害児通所給付申請者
	受益者	障害児通所給付受給者及びその家族
意図	児童福祉法において「地方公共団体は児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう居宅生活の支援として、必要な措置を講じる必要がある」と規定されている。本業務により、障がい児福祉の向上を目的とする。	
手段	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援事業等の給付	

【(旧) Change シート】

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)	
活動指標	障害児通所給付受給者数	人	81	89				
成果指標	障害児相談支援達成率	%	目標値	100	100	100	100	100
			実績値	100	100			
		目標値						
		実績値						

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	児童福祉法において、地方公共団体は児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう居宅生活の支援として、必要な措置を講じる必要があると規定されている。
成果に対する「有効性」	A	担当の相談員を決定することで、相談先の確保とスムーズなサービス利用につなげている。
事務事業内容の「効率性」	A	児童福祉法に則った事務のため削減出来ない。個々の障がい特性に応じて、保護者や関係機関と連携を図りながら行っている。
実施に係る「緊急性」	A	個々の状況により緊急的にサービスが必要になるケースもあるため、関係機関と連携し迅速な対応が求められる。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

職員の人員不足や知識不足、スクリーニング回数の少なさから、障がい児に対する適切な情報提供、アセスメント、支援ができていない。県立療育センター、岩手医科大学附属病院の移転に伴い、療育的支援が必要な児童の転入が増える可能性がある。

改善改革(案)

療育的支援を必要とする児童に対して、適切に支援を行う必要があり、障がいの発見から早期治療、療育支援までの流れをきめ細かく実施するため、5歳児検診の実施や保育園への定期訪問、保健師(障がい児専門)を配置することで、児童の早期療育的支援に繋がり、保護者の負担を軽減し、障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援を行うことができる。

管理No.	0224-000	名称	障害児支援給付事業	予算額 (参考)	148,306千円	必要人員	1.00/人・年	部署名	福祉課 福祉係
<p>障害児福祉サービスである「児童発達支援」「医療型児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「障害児相談支援」の給付決定業務を行う。給付決定にあたっては、相談支援事業所の調整、保護者等への聞き取りを行い、個々の障がい特性に応じて対応する。 本サービスの利用に関する相談も随時受けており、その都度関係機関と連携しながらその必要性について検討を行う。</p> <p>【給付決定の流れ】 1利用者(保護者)からの申請受付 2保護者等への聞き取り調査・利用の意向について確認 ※相談支援事業所の調整が必要な場合は、相談受付票を作成し基幹相談支援センターに調整を依頼。 3支給決定(課税状況や障がい要件等確認の上、決定通知書等を利用者へ送付)</p> <p>【給付決定後】 ・給付決定後は基本的に一年ごとの更新が必要となるため、毎月更新作業が必要となる(更新事務も基本的には上記の支給決定の流れのとおり)。 ・更新が必要な方に対して毎月末に更新案内を行う。 ・相談支援事業所から提出されるモニタリングの確認を行い、必要に応じて利用の見直しを行う。 ・国保連から一括で請求される各事業所の利用料の請求処理。</p>									
関係する根拠法令等 児童福祉法						災害時優先度 発災から1週間までには業務再開が必要		概要説明資料	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					障害支援区分認定審査会に関する事務	福祉課	福祉係	上野 康隆
管理No.				0225-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」	
18	障がいのある方の視点に立った自立支援

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	障がい福祉サービス利用者及び利用を検討している障がい児(者)
	受益者	障がい福祉サービス利用者及び利用を検討している障がい児(者)とその家族
意図	紫波町と共同で障害支援区分認定審査会を設置。障がい福祉サービスの種類によっては障害支援区分の認定を受けていることが条件となることから、この区分の認定に当たり、医師や障害施設関係者等の専門的な委員に審査していただいている。公平かつ適正な区分を認定することを目的としている。	
手段	障害支援区分認定審査会に諮るため、事前に障害支援区分認定調査を実施し、サービス利用希望者の実情の把握に努める。審査会後は速やかに決定された障害支援区分に則り必要なサービスの支給決定を行う。	

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)		
活動指標	障害支援区分認定審査会の開催回数	6	12					
	回							
成果指標	障害支援区分認定審査会における審査件数	件	目標値	40	80	40	40	80
		件	実績値	39	71			
		目標値						
		実績値						

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	障がい福祉サービスの支給決定権者である町が審査会を実施しなければならない。
成果に対する「有効性」	A	審査会に諮るための事前調査の実施、審査会後のサービス支給決定まで一連の流れで速やかに町が決定する。
事務事業内容の「効率性」	A	事前調査については研修を受講し調査員の資格を得た職員が対応し、区分認定システムを活用しながら一次判定を実施。その後の審査会において審査員に諮り最終決定としている。
実施に係る「緊急性」	B	緊急的にサービス利用の申し出があった場合、審査会までの期間を逆算し、医師意見書の作成や調査日等、最短期間でサービス利用につなげる必要が生じる。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

令和2年度は障害支援区分認定審査会が偶数月の開催だったため、緊急的に利用を希望している相談ケースがあった場合、タイミングによっては1ヶ月程度待ってもらうこともあった。

改善改革(案)

障がい福祉サービス利用に向けた相談時、サービス種別によっては障害支援区分の認定が必要である旨を事前にお知らせし、審査会決定後のサービス利用開始となることを相談者に理解いただくとともに、担当となる相談支援専門員やケアマネ等の支援者にも内容を熟知させ、場合によってはサービス本利用までの代替サービスについても検討できる体制を整えておきたい。

管理No.	0225-000	名称	障害支援区分認定審査会に関する事務	予算額 (参考)	395千円	必要人員	0.50/人・年	部署名	福祉課 福祉係
-------	----------	----	-------------------	-------------	-------	------	----------	-----	---------

上述のとおり、障害支援区分の認定を受けており、かつ、その認定区分によってサービス利用の可否が決定することから、適正な認定を行うことが求められている。
この審査会に諮るため、研修を受講し資格を得た調査員による聞き取り、及び主治医による意見書の提出が必要となる。審査会によって、区分の認定を受けた後に、町でサービス利用の決定となる流れ。

関係する根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	災害時優先度	特に考慮する必要はない	概要説明資料
-----------	------------------------------	--------	-------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					障害福祉総務事業	福祉課	福祉係	立花 敦志
管理No.		0226-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
18	障がいのある方の視点に立った自立支援

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	町内に住所を有する障がい児(者)
	受益者	町内に住所を有する障がい児(者)及びその家族
意図	障がい者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、障害者総合支援法に基づく各種の事業を実施することで、障がい者の住みよいまちづくりを実現させることを目的としている。	
手段	障がい福祉に関する相談窓口を設置する。 障害者(手帳交付者)を適切なサービスに繋ぎ、必要に応じてその資格証明等を行う。	

指標 (効果)

				2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	障がい福祉関係研修参加	回		5	3			
成果指標	障害手帳交付者数 (延べ件数)	人	目標値	1300	1350	1400	1450	1500
			実績値	1395	1454			
				目標値				
				実績値				

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	各種手帳の実施主体は県であるが、申請受付や交付事務の実施主体は市町村である。また、障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護を総合的に実施
成果に対する「有効性」	B	障がいをもつ方の手帳取得のため、申請受付、交付事務を行っている。その後、個々の障がいに応じて受けれる制度・サービスの案内、相談支援、団体運営が図られている。
事務事業内容の「効率性」	C	年々、障がいの認知度が高くなっており手帳所持者の人数が増加しているため、申請者増加に伴う体制整備が必要である。
実施に係る「緊急性」	B	障がい児(者)の日常生活及び社会生活の維持、改善を図るため、誰もが住みよいまちづくりの実現に努める。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

スムーズな事務遂行のため他課・他機関との連携が求められている。一人一人個々の障がい特性があり、支援すべき内容が違うため、聞き取りから支援内容の決定まで時間がかかる。また、当該者に伝えることに丁寧な対応が求められるため、時間がかかる。

改善改革(案)

障害者の自立に資するため、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加できるよう、町民の理解を深め、適切な援助と保護の実施に努めるため、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がいなどの専門的知識を有する職員の育成及び増員を図る。

管理No.	0226-000	名称	障害福祉総務事業	予算額 (参考)	6,082千円	必要人員	1.00/人・年	部署名	福祉課 福祉係
<p>主な内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい児者に係る各種事業、研修等の費用。 ・障がい児者の手帳情報やサービス利用等に係る総合システムの保守業務委託料。 ・公用携帯電話の電話料。 ・障がい児者が利用したサービス給付費に係る請求業務用端末の賃借料。 ・盛岡地区福祉有償運送市町共同運営協議会負担金 ・あすなろ療育園協力会運営費負担金 ・身体障害者協議会(事務局は町社協)運営費補助金 									
<p>関係する根拠法令等 <input type="checkbox"/> 障害者基本法 <input type="checkbox"/> 障害者総合支援法 <input type="checkbox"/> 児童福祉法</p>						<p>災害時優先度 発災から1週間までには業務再開が必要</p>		<p>概要説明資料</p>	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					岩手県障がい者スポーツ大会に関する事務	福祉課	福祉係	上野 康隆
管理No.		0227-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」
2-4-16 障がい者スポーツの推進

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	町内に住所を有する障害者
	受益者	町内に住所を有する障害者及びその家族
意図	毎年6月に行われる、(一社)岩手県障がい者スポーツ協会主催の「岩手県障がい者スポーツ大会」に障害を持つ方が参加することにより、スポーツを通じた交流と相互理解を深め、障がい者福祉向上と障がい有無にかかわらず全ての人にとって住みよい地域づくりを目指すもの。	
手段		

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	B	実施主体は(一社)岩手県障がい者スポーツ協会であり、当町では、出場者の取りまとめ、所属団体のない出場者への連絡を行っている。
成果に対する「有効性」	B	
事務事業内容の「効率性」	B	
実施に係る「緊急性」	D	

指標 (効果)

				2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	県大会参加申請受付件数	件			12			
成果指標	適正処理割合 (申請が適正に処理された割合)	%	目標値	100	100			
			実績値	-	100			
		目標値						
		実績値						

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

改善改革(案)

課題 (若しくは「問題」等)

管理No.	0227-000	名称	岩手県障がい者スポーツ大会に関する事務	予算額 (参考)		必要人員	0.05/人・年	部署名	福祉課 福祉係
<ul style="list-style-type: none"> ・申込案内 ・参加申し込みとりまとめ、大会事務局へ提出 ・プログラム、ゼッケンを参加者へ送付 ・当日対応(矢巾町選手団案内、応援席準備等) 									
関係する根拠法令等 スポーツ基本法						災害時優先度 特に考慮する必要はない		概要説明資料	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					障害者相談員に関する事務	福祉課	福祉係	上野 康隆
管理No.				0228-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」	
18	障がいのある方の視点に立った自立支援の

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	身体障害又は知的障がいのある者及びその家族
	受益者	身体障害又は知的障がいのある者及びその家族
意図	身体障害者、知的障害者の福祉の増進を図る	
手段	身体障害者、知的障害者の更生援護に関し、本人又はその保護者等からの相談に応じ、必要な指導、助言を行い、関係機関との連携及び障害者援護思想の普及に資する業務を行う障害者相談員を配置する。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	身体障害者福祉法第十二条及び知的障害者福祉法第十五条により市町村が行うことのできる事務であるが、住民に最も身近な行政主体である市町村が実施することが望ましい。
成果に対する「有効性」	B	障害者相談員の方々に積極的に活動していただいている。広く周知をすることで必要な方がより相談につながると考えられる。
事務事業内容の「効率性」	B	相談員の委嘱から活動報告まで概ね効率よく事業を実施することが出来ている。
実施に係る「緊急性」	B	ピアサポートによる相談先として他に優先して実施すべき事業である。

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)		
活動指標	身体障害者相談員委嘱数	人	3	3				
	知的障害者相談員委嘱数	人	1	1				
成果指標	身体障害者相談員への相談件数	件	目標値	15	15	15	15	15
			実績値	13	21			
	知的障害者相談員への相談件数	件	目標値	5	5	5	5	5
			実績値	1	1			
		目標値						
		実績値						

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

改善改革(案)

障害者手帳交付時の説明の他、広報やホームページにて広く周知する。

課題 (若しくは「問題」等)

対象者への周知が不十分である。

管理No.	0228-000	名称	障害者相談員に関する事務	予算額 (参考)	164千円	必要人員	0.05/人・年	部署名	福祉課 福祉係
<p>【制度の概要】身体障害者相談員は身体障害者の福祉の増進を図るべく、身体障害者の相談に応じ、その人の更生のために必要な援助を行う民間の協力者である。また、知的障害者相談員は知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者、またはその保護者の相談に応じ、指導、助言、及び知的障害者の更生のために必要な援助を行う民間の協力者である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱業務 相談員の任期は2年。身体障害者相談員は矢巾町身体障害者協議会、知的障害者相談員は矢巾町手をつなぐ親の会に候補者の推薦を依頼し、委嘱者を決定する。 ・活動報告確認 上半期・下半期に分け、相談員に活動報告提出を依頼する。 ・謝礼の支払い 活動報告確認後、相談員へ謝礼を支払う。 									
関係する根拠法令等 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法						災害時優先度 発災から1週間までには業務再開が必要		概要説明資料	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					障害者自立支援協議会に関する事務(矢巾町、盛岡広域圏)	福祉課	福祉係	立花 敦志
管理No.		0229-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
18	障がいのある方の視点に立った自立支援

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	障がい者及び障がい児とその保護者、町民
	受益者	障がい者及び障がい児とその保護者、町民
意図	障害者及び障害児の保健、医療、福祉に関し、障害者等が安心して生涯を過ごせる地域社会を確立するため、町内での相談支援事業をはじめとする障害保健福祉等に関する仕組みや障害者等の地域での自立・多様な就労等を支援する方策を検討する場として、矢巾町障害者自立支援協議会を設置している。	
手段	町自立支援協議会を年に複数回開催し、令和2年度においては特に第6期障がい者プラン等の策定に向けた協議を実施。作業部会を構成し、現場の声がプランに反映されるように努めた。 広域圏の自立支援協議会については、各分科会の会議に出席し情報交換を図った。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	町の障害保健福祉分野における検討機関として協議会が設置されていることから、福祉課が事務局として協議会の運営を担当する。
成果に対する「有効性」	A	協議会で検討した内容を障がい者プラン等に反映し、その他の検討事項についても協議会において諮り意見を集約する。
事務事業内容の「効率性」	C	協議会の開催及び検討内容については、常に会長と協議の上で精査し、適切な開催時期及び検討内容を決定している。
実施に係る「緊急性」	C	協議会において緊急で検討が必要と判断される事案が発生した場合は、早急に協議会を招集し、委員から意見を募る。その結果を持って、町としての対応策を検討する。

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	町自立支援協議会の開催	回	3	2		
成果指標	第6期障がい者プラン・障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の年度計画値	回/時間	目標値			
			実績値			
		目標値				
		実績値				

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

町自立支援協議会の構成について、現在は親会に当たる協議会の下部組織として作業部会のみが設置されているが、計画策定に向けた作業員としての意味合いが強い。今後、地域社会の確立にむけた議論の場をより細分化するために「子ども支援部会」及び「地域支援部会」等の設置が必要と考える。

改善改革(案)

町協議会のあり方については、近隣市町の構成を参考にしながら本町の現状に合致した構成となるよう、親会の意見を取り入れながら構成メンバーを検討していきたい。

管理No.	0229-000	名称	障害者自立支援協議会に関する事務（矢巾町、盛岡広域圏）	予算額 （参考）	110千円	必要人員	1.00／人・年	部署名	福祉課 福祉係
<p>○矢巾町障害者自立支援協議会 委員は17名で、医師や相談支援事業所の専門員、福祉施設の代表者、知的・身体障害者相談員、家族会、教育機関の代表者などで構成している。年に数回の協議会を開催し本町における障害者を取り巻く問題の解決に向けた方策を検討している。また、今年度においては次期障がい者プラン等の策定時期にあたり、作業部会を立ち上げ、より専門的な見地からの意見を頂戴し、プラン等の完成に向け取り組んでいる。</p> <p>○盛岡広域圏障害者自立支援協議会 行政のほか、相談支援事業所や福祉施設等の職員で構成しており、また、専門部会（子ども、精神保健、就労移行、地域移行など）を設置することで、その分野の専門的な職員が集まり、地域での問題やニーズへの対応策を検討している。</p>									
関係する根拠法令等 障害者総合支援法						災害時優先度	特に考慮する必要はない		概要説明資料

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					障害支援区分認定調査に関する事務	福祉課	福祉係	上野 康隆
管理No.				0230-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」	
18	障がいのある方の視点に立った自立支援の

事務事業の方向性
維持

事務事業概要

対象	対象者	障がい福祉サービス利用者及び利用を検討している障がい児(者)
	受益者	障がい福祉サービス利用者及び利用を検討している障がい児(者)とその家族
意図	障がい福祉サービスの利用を希望する方が、障がいの程度や特性によりどの程度の障害支援区分に該当となるか見極めることを目的としている。認定調査を実施し、障害支援区分認定審査会に諮問。	
手段	障害支援区分認定審査会に諮るため、事前に障害支援区分認定調査を実施し、サービス利用希望者の障がいの程度や特性等の実態把握に努める。	

【(旧) Change シート】

指標 (効果)

				2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	障害者受給者証交付数	人		205	224			
成果指標	障害支援区分認定調査件数	件	目標値	40	80	40	40	80
			実績値	39	71			
		目標値						
		実績値						

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	障がい福祉サービスの支給決定権者である町が障害支援区分認定調査を実施しなければならない。
成果に対する「有効性」	A	障害支援区分認定審査会に諮るため、事前にサービス利用希望者の実態を把握するための区分認定調査を実施し、希望するサービスが利用できる障害支援区分に合致するか否かの一次実施した区分認定調査及び医師意見書の内容に基づき、区分認定システムを活用しながら一次判定を速やかに実施している。
事務事業内容の「効率性」	A	
実施に係る「緊急性」	B	サービス利用希望の申し出のタイミングによっては審査会までの期間が短いため早急に区分認定調査を実施する必要性が生じる。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

区分認定調査を実施するためには、研修を受講し資格を取得していることが必須であるため、人事異動も考慮しながら毎年できるだけ多くの職員に研修を受講させる必要がある。また、調査項目が多岐に渡るため、研修後もベテラン調査員とともに調査に同行する等、その技術の継承に努めなければならない。

改善改革(案)

研修参加者の確保及び実際の調査へ同行できるよう、課内での業務調整が必須である。

管理No.	0230-000	名称	障害支援区分認定調査に関する事務	予算額 (参考)	672千円	必要人員	1.00/人・年	部署名	福祉課 福祉係
-------	----------	----	------------------	-------------	-------	------	----------	-----	---------

障がい福祉サービス利用の相談があった際、ご自宅や利用している施設、病院等に訪問し、生活環境での対象者の様子を本人やご家族、施設職員等から聞き取りしている。既にサービスを利用している方については、サービス支給量の調整についての相談も行う。

外出や就労等の日中活動の様子や身体面などの困り事など、多方面に係る聞き取りを実施することで、本人の全体像を把握している。

この調査票を障害支援区分認定審査会に諮り、委員により区分を判定いただく。

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					難病患者の支援に関する事務	福祉課	生活相談係	佐藤 詩音
管理No.		0231-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
18	障がいのある方の視点に立った自立支援の推進

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	難病患者
	受益者	難病患者とその家族
意図	難病患者が地域で自立した生活を送るために必要な支援を提供する。	
手段	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスに係る相談、案内 必要時保健所と連携し、対象者への相談・訪問対応 	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	難病法により、難病に関する医療費助成の実施主体は県にあるものの、難病患者が地域で生活していくためには町でも支援や状況把握を行っていく必要がある。
成果に対する「有効性」	B	サービス利用につながることで難病患者とその家族が安心して地域で暮らしていくことができる。
事務事業内容の「効率性」	A	難病患者に関する状況把握は保健所と連携して実施。町でも随時対応が可能となるように難病に対する理解向上に努める。
実施に係る「緊急性」	A	難病を抱えながらも地域で暮らしていくためには身近なところでの相談先が求められるため、永続的に必要である。



指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)		
活動指標	特定医療(指定難病)受給者数	人	173	204				
	相談件数	件	21	2				
成果指標	相談に対する対応割合	%	目標値	100	100	100	100	100
			実績値	100	100			
			目標値					
			実績値					

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

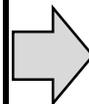


改善改革(案)

- 難病に関する研修会、会議等への参加により理解を深める。
- 県と連携し、難病患者に関わる機会の増加を図る

課題 (若しくは「問題」等)

- 難病患者の相談先は主に保健所となるため、職員の難病に対する理解が不足している。



管理No.	0231-000	名称	難病患者の支援に関する事務	予算額 (参考)		必要人員	0.05/人・年	部署名	福祉課 生活相談係	
<ul style="list-style-type: none"> ・特定医療費(指定難病)受給者証の新規・更新申請に係る問合せ対応 ・在宅進行性筋萎縮症者指導事業の参加者とりまとめ、報告 ・盛岡圏域難病対策協議会への出席 ・難病患者の福祉サービス等利用に係る相談対応、支給決定 										
関係する根拠法令等 難病の患者に対する医療等に関する法律						災害時優先度	発災から1週間までには業務再開が必要	概要説明資料		

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					難聴児補聴器購入助成事業に関する事務	福祉課	福祉係	上野 康隆
管理No.		0232-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
1-4-13	子ども・子育て支援の充実

事務事業の方向性
縮小

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の難聴児
	受益者	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の難聴児及びその家族
意図	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の難聴児の補聴器購入費用の一部を助成することにより、言語の修得やコミュニケーションの向上を促進させることを目的とする。	
手段	購入費用の一部を助成	

指標 (効果)

				2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	申請受理件数	件						
成果指標	決定割合(申請件数に対する決定件数の割合)	%	目標値	100	100	100	100	100
			実績値	-	-			
		目標値						
		実績値						

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	D	直近5年間の申請件数は4件のみであり、問い合わせも少ないことから、廃止も視野に入れた事業検討を行う必要がある。
成果に対する「有効性」	D	対象の方への周知が不足している可能性がある。
事務事業内容の「効率性」	E	実績なし
実施に係る「緊急性」	E	過去の申請件数から緊急性は低い。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

特になし

課題 (若しくは「問題」等)

直近5年間の申請件数は4件のみであり、問い合わせも少ない。

改善改革(案)

(廃止を視野に入れ、)事業継続のあり方について検討

管理No.	0232-000	名称	難聴児補聴器購入助成事業に関する事務	予算額 (参考)	37千円	必要人員	0.20/人・年	部署名	福祉課 福祉係
<ul style="list-style-type: none"> ・助成金交付希望者からの申請受付後、助成金交付の可否を決定する。 ・販売事業者からの請求支払い。 ・岩手県難聴児補聴器購入助成事業費補助金申請等 									
関係する根拠法令等 矢巾町難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱						災害時優先度 特に考慮する必要はない		概要説明資料	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					災害時避難行動要支援者名簿の運用に関する事務	福祉課	生活相談係	島山 健二郎
管理No.				0233-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」
4-5-10 避難行動要支援者台帳の整備促進

事務事業の方向性
改善

事務事業概要

対象	対象者	矢巾町に在住する避難行動要支援者等
	受益者	矢巾町に在住する避難行動要支援者等
意図	災害時避難行動要支援者情報をシステム管理することで、平常時における情報収集や見守り活動、避難行動要支援者台帳の作成、個別プランから非常時における安否確認といった業務を効率的に行うことを目的とする。	
手段	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者システムの定期更新(データ連携) 新規、変更の申請があった際のシステム入力作業 未申請の避難行動要支援者に対する申請案内送付 避難支援者に対する避難行動要支援者名簿の配布 	

【(旧) Change シート】

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	災害対策基本法によって、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられている。
成果に対する「有効性」	B	目標値を上回る実績値であった。
事務事業内容の「効率性」	B	システム導入によって、データ連携に係る事務負担が軽減された。
実施に係る「緊急性」	A	名簿に関連して、令和3年度から個別支援計画の策定が努力義務化される。名簿の整備、個別支援計画の策定は急務と考える。

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	申請案内送付	件	1,881	1520			
	名簿更新回数	回	1	1			
成果指標	名簿登録率	目標値	20	20			
		実績値	18.7	31.63			
		目標値					
		実績値					

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

地域における名簿の活用方法が曖昧である。

課題 (若しくは「問題」等)

<ul style="list-style-type: none"> 他の自治体と比較して名簿登録率が低い。 申請案内送付に係る事務負担が大きい。 実効性のある個別支援計画の策定が進んでいない。
--

改善改革(案)

<ul style="list-style-type: none"> 「避難行動要支援者」の該当基準を見直すか、申請案内一斉送付以外の周知方法を検討する。 名簿の活用方法について地域の支援関係者や役場内の関係部署とともに検討を進める。

管理No.	0233-000	名称	災害時避難行動要支援者名簿の運用に関する事務	予算額 (参考)	2,122千円	必要人員	0.50/人・年	部署名	福祉課 生活相談係
-------	----------	----	------------------------	-------------	---------	------	----------	-----	-----------

<趣旨・背景>
東日本大震災の教訓として、障害者、高齢者、外国人、妊産婦等の方々について、情報提供、避難、避難生活等様々な場面で対応が不十分な場面があったことを受け、こうした方々に係る名簿の整備・活用を促進することが必要とされたことから、平成25年の災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の改正により、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成することが市町村の義務とされた。
また、令和元年台風19号等の近年の災害においても、多くの高齢者や障害者等の方々が被害に遭われている状況を踏まえ、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには個別避難計画の作成が有効とされたことから、令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされた。

- <事務内容>
- ・避難行動要支援者システムの定期更新(データ連携)
 - ・新規、変更の申請があった際のシステム入力作業
 - ・未申請の避難行動要支援者に対する申請案内送付
 - ・避難支援者に対する避難行動要支援者名簿の配布

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					フードドライブ関連業務	福祉課	生活相談係	藤澤 のり江
管理No.				0234-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」
1-3-10 地域福祉づくりの推進

事務事業の方向性
拡充

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	町民
	受益者	町民
意図	・生活困窮者や福祉施設に対する食糧支援を実施している特定非営利活動法人フードバンク岩手の活動の趣旨に賛同し、町民に対しフードバンク岩手の活動を周知すると共に、家庭で眠っている食品の寄贈(寄付)を呼びかけることで、活動の支援を行う。 ・家庭で眠っている食料品の寄付の協力を町民に呼びかけ。 ・預かった食料品は、特定非営利活動法人フードバンク岩手に届け、支援機関を通じて、五岩手県内の食料支援を必要とされている方に届ける。	
手段		

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	フードポストドライブ事業強化期間	回	3	3	3	3	3
成果指標	フードポストの設置箇所	箇所	目標値	3	4	4	4
			実績値	4	4		
		目標値					
		実績値					

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	C	コロナ禍の影響等により、生活に困窮している方に対し、食料の支援ができる。
成果に対する「有効性」	B	生活困窮の相談者に食料支援を行うことができる。
事務事業内容の「効率性」	B	家庭で眠っている寄付による食料が生活困窮者に配布されることで、効率がよい。
実施に係る「緊急性」	B	生活に困窮している方への支援のため、緊急対応が必要。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

・寄付された食品の管理。

改善改革(案)

・町がフードドライブ事業の事務局を行っていたが、令和3年度から、町社会福祉協議会が事務局を担う。
 ・引き続き、町もフードドライブ事業について、協力する。

管理No.	0234-000	名称	フードドライブ関連業務	予算額 (参考)		必要人員	0.10/人・年	部署名	福祉課 生活相談係
<ul style="list-style-type: none"> ・フードポスト設置 福祉課⇒通年設置 矢巾町社会福祉協議会、さわやかハウス⇒強化期間のみ設置(夏季、冬季、春季) ・回収した食料の配送 回収した食料を特定非営利活動法人フードバンク岩手へ配送 特定非営利活動法人フードバンク岩手と連携して社会貢献活動を実施しているJT(日本たばこ産業)の協力をいただき、営業車が毎月第2週に役場に寄り、食料品を回収 ・住民周知 やはらち、町ホームページ、広報やはらちでの周知 									
関係する根拠法令等 食品ロス削減の推進に関する法律						災害時優先度 特に考慮する必要はない		概要説明資料	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					人権啓発関連事務	福祉課	生活相談係	菅原 保之
管理No.		0235-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
1-8-25	人権保護の徹底

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	町内小中学生、保育園児等
	受益者	町内小中学生、保育園児、教員、保育士等
意図	町民一人ひとりの人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうこと。	
手段	イベント等での啓発活動、保育施設や小中学校へ人権の花贈呈	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	B	人権啓発活動を実施し、人権尊重の普及高揚を図り、地域住民に人権問題に対する正しい認識を広めることにより、基本的人権の擁護に資することを目的として、市町村へ委託することが人権啓発標語を添付したプランターに花の苗を植え、町内の保育園、認定子ども園及び小中学校へ配布し、花を育てる課程の中で子ども達の人権意識の醸成を図る。
成果に対する「有効性」	A	人権の花を教育機関のみへの配布だけでなく、公共の場にも設置して人権意識を広める。
事務事業内容の「効率性」	C	緊急性よりも継続性を重視する。
実施に係る「緊急性」	B	

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)	
活動指標	人権の花贈呈回数	回数	2	2	2	2	
	人権啓発グッズの配布	回数		2	2	2	
	人権教室	回数		2	3	3	
成果指標	人権の花設置箇所	箇所	目標値	15	15	15	15
		箇所	実績値	15	15		
	人権啓発グッズの配布	箇所	目標値	2	2	2	2
		箇所	実績値		2		
	人権教室	箇所	目標値	2	2	3	3
		箇所	実績値		3		

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

改善改革(案)

小中学校への人権の花活動以外にも人権教室や学校訪問などを行っているが、教員や一般企業向けへの人権教室等の開催についても検討を行う。

課題 (若しくは「問題」等)

人権とは、「すべての人々が生命と事由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものであり、人権の花運動以外に人権啓発活動を拡充していきたいが、人権擁護委員のみが活動するのではなく、より多くの方に趣旨を理解していただきながら啓発活動を行わなければならない。

管理No.	0235-000	名称	人権啓発関連事務	予算額 (参考)	247千円	必要人員	0.50/人・年	部署名	福祉課
<p>人権啓発活動地方委託要綱に基づき国から県に委託され、人権啓発活動再委託要綱に基づき岩手県から町へ再委託された事業。矢巾町では、人権の花運動、矢巾町秋まつりにおける啓発活動を実施している。</p> <p>○人権の花運動 人権啓発標語を記した花植プランターを町内小学校、保育所、幼稚園に設置。人権擁護委員による「人権の花贈呈式」は、毎年2校(年変わり)で実施。「人権の花贈呈式」では、人権擁護委員から贈呈の主旨(講話)を行い、人権の花を贈呈。最後に、各学校の児童からお礼の言葉をいただく流れ。</p> <p>○矢巾町秋まつり(健康福祉まつり)における啓発活動(令和3年度は秋まつりが未実施のため、啓発は行わなかった) 人権啓発・人権擁護委員活動周知ブースを設置して、来場者に対する周知啓発を図る。ブースでは、パネル設置、マスコットキャラクターとの写真撮影、写真を印刷したカレンダーを配布を行う。</p>									
関係する根拠法令等 人権擁護委員法						災害時優先度 特に考慮する必要はない		概要説明資料	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					人権法律相談所関連事務	福祉課	生活相談係	佐々木 円
管理No.		0236-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」	
1-8-25	人権保護の徹底

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	人権問題について悩まれている町民
	受益者	人権問題について悩まれている町民
意図	町内における無料の人権法律相談の機会の確保。	
手段	社会福祉協議会が開催する法律相談会に合わせ、人権相談を実施。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	B	町民が安心して暮らせるために、町が相談会を開設する必要がある。
成果に対する「有効性」	B	相談者が訪れないことが一番良いが、相談所を開設することで様々な問題解決に結びつける。
事務事業内容の「効率性」	B	定期的な相談会の開催と、人権啓発強化期間に合わせた開催を行うことにより効率性を担保する。
実施に係る「緊急性」	C	継続的な実施は必要と捉える。

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)	
活動指標	相談会の開設(法律相談含む)	回	12	12	12	12	12	
成果指標	相談者	人	目標値		1	1	2	2
			実績値	1	2			
		目標値						
		実績値						

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

ほとんどの相談が法律に関わる相談であるため、人権に対する相談はあまりなく、人権擁護委員の出役の必要性を感じることもあるが、突発的に相談もあるためやむを得ないところもある。

改善改革(案)

法律相談は予約制で行っているため、人権相談の予約のあった場合のみの出席等を検討する。

管理No.	0236-000	名称	人権法律相談所関連事務	予算額 (参考)	180千円	必要人員	0.50/人・年	部署名	福祉課 生活相談係
-------	----------	----	-------------	-------------	-------	------	----------	-----	-----------

矢巾町社会福祉協議会が主体となり、役場庁舎にて毎月、人権法律相談を実施している。
○弁護士謝礼の支払い
年12回の相談所開設において、6回分を町負担し、残り6回分は矢巾町社会福祉協議会が負担

関係する根拠法令等	人権擁護委員法	災害時優先度	特に考慮する必要はない	概要説明資料
-----------	---------	--------	-------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					消費者被害防止啓発に関する事務	福祉課	生活相談係	畠山 健二郎
管理No.		0237-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」
4-8-14 消費者被害の防止

事務事業の方向性
改善

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	矢巾町内の若者
	受益者	矢巾町内の若者
意図	若年層を対象とした消費者被害防止の啓発。	
手段	<ul style="list-style-type: none"> 成人式におけるパンフレット等配布 岩手医科大学、産業技術短期大学へパンフレット等配布依頼 若者の利用が多い矢幅駅、やはぱーくにてパンフレット等配架 広報誌、ホームページ等を活用した情報発信。 	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	B	若い世代の町民を消費者トラブルから守ることにつながる。
成果に対する「有効性」	A	成人式の機会を活用するなどして、パンフレットの配布率を高くしている。
事務事業内容の「効率性」	B	若者を対象としているため、成人式等で配布することで効率的に啓発を実施することが出来る。
実施に係る「緊急性」	C	消費者教育の一環で、若いうちから対象として啓発に取り組むことが必要。

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)	
活動指標	パンフレット等配付数	枚	320	500			
	消費者被害防止に係る情報発信回数	回	1	2			
成果指標	パンフレット等配布完了率	%	目標値	100	100		
			実績値	100	100		
			目標値				
			実績値				

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

- 啓発メッセージ等が目に入りやすいように工夫が必要。
- 消費者被害を防止だけでなく、仮に被害に遭ってしまったときの相談先の周知が必要。

改善改革(案)

- パンフレット等だけでなく、広報誌、ホームページ、やはらぢ、各種SNSを活用して、より効果的な啓発を行う。

管理No.	0237-000	名称	消費者被害防止啓発に関する事務	予算額 (参考)	8千円	必要人員	0.10/人・年	部署名	福祉課 生活相談係	
<p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・成人式におけるパンフレット等配布 ・岩手医科大学、産業技術短期大学へパンフレット等配布依頼 ・若者の利用が多い矢幅駅、やはばーくにてパンフレット等配架 ・広報誌、ホームページ等を活用した情報発信 <p><実績></p> <p>令和元年度 町成人式に出席した新成人へパンフレット配布(計320部)</p> <p>令和2年度 町成人式延期につき、同様の年代への周知・啓発を行うため、以下のとおり配布等実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やはばーく(配架)10部 ・矢巾町公民館(配架)10部 ・岩手県立産業技術短期大学校(配布)230部 ・岩手医科大学(配架)30部 ・矢幅駅(配架)20部 ・役場福祉課(配架)20部 <p>令和3年度 町成人式にて啓発メッセージ入りのポケットティッシュを配布 500個</p> <p><補助金等></p> <p>令和元年度 市町村消費者行政推進補助金 29千円</p> <p>令和2年度 市町村消費者行政推進補助金 29千円</p> <p>令和3年度 市町村消費者行政推進補助金 8千円</p>										
関係する根拠法令等						消費者安全法		災害時優先度		特に考慮する必要はない
概要説明資料										

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					学習支援関連事務	福祉課	生活相談係	藤澤 のり江
管理No.		0238-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」
1-3-10 地域福祉づくりの推進

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	生活困窮者世帯等に属する小学生、中学生、高校生世代
	受益者	生活困窮者世帯等に属する小学生、中学生、高校生世代
意図	実施主体を「盛岡広域振興局」、委託先を「一般社団法人ふたば」とする「子どもの学習・生活支援事業」について、その活動を支援するとともに、対象世帯に関する情報共有を図ることで適切な支援につなげる。	
手段	生活困窮者自立支援法に基づき、盛岡広域振興局が実施主体。委託を受けた法人が、学習会会場で、学習や生活習慣に関する支援の実施。また、学習会への参加が難しいかたは、訪問による支援の実施。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	生活困窮者自立支援法に基づき、栄勝困窮世帯等の子どもに対する学習支援及び生活習慣の改善等の支援を行い、学校生活の安定を図る。
成果に対する「有効性」	A	生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援や悩み等の相談等を行い、進学にむけた学力の向上や、学校生活の安定につながる事ができる。
事務事業内容の「効率性」	A	盛岡広域振興局が主体であり、費用等の発生はないが、事業に対する協力は必要である。
実施に係る「緊急性」	A	生活体験や社会体験の場の機会を提供し、社会的自立を支援するため、継続的に実施が必要である。

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)	
活動指標	学習会会場	会場	2	2	2	2	2	
成果指標	利用登録者	人	目標値	10	10	12	12	12
			実績値	19	25			
		目標値						
		実績値						

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

・生活に困難を抱えている家庭について、社会的孤立に陥ることがないように、きめ細やかな支援が必要である。

改善改革(案)

・関係機関と連携し、利用者の支援や情報共有を行う。

管理No.	0238-000	名称	学習支援関連事務	予算額 (参考)		必要人員	0.10/人・年	部署名	福祉課 生活相談係
<p>○会場確保支援 公民館や公共施設等の利用申し込み事務</p> <p>○打ち合わせ 年数回関係者間(盛岡広域振興局保護課、一般社団法人ふたば、学校教育課、子ども課、福祉課)で打ち合わせ</p> <p>○情報共有 必要に応じて関係者と情報共有</p>									
<p>関係する根拠法令等 生活困窮者自立支援法</p>						<p>災害時優先度 特に考慮する必要はない</p>		<p>概要説明資料</p>	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					盛岡広域市町村消費者行政共同実施に関する事務	福祉課	生活相談係	畠山 健二郎
管理No.				0239-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」

事務事業の方向性
改善

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	盛岡市
	受益者	すべての町民
意図	町内における消費生活に係る専門的な相談窓口の確保。	
手段	・盛岡広域7市町(八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町)で相談件数の実績により負担することで、盛岡広域7市町の消費生活相談への対応を、盛岡市消費生活センターが受け付ける協定を締結。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	消費生活相談を専門とする窓口の確保により、消費生活トラブルの防止、解決に貢献している。
成果に対する「有効性」	B	専門相談窓口に係る周知啓発を行う。
事務事業内容の「効率性」	A	町担当者では、専門的な消費生活相談に対応し得るだけの人材育成・確保が困難。よって、広域圏で共同実施することが効率的だと思われる。
実施に係る「緊急性」	A	現に、町民から盛岡市消費生活センターへ寄せられている相談が多数あり、それらに対応するための体制を維持しなければならない。

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)	
活動指標	本事業に係る会議出席	回	2				
	負担金(実額)	円	497838	537787			
成果指標	盛岡市消費生活センターの相談受付(矢巾町分)	件	目標値	75	85		
		実績値	83	79			
		目標値					
		実績値					

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

・消費生活相談に関する相談先がどこか分かりにくい。

課題 (若しくは「問題」等)

・盛岡市消費生活センターの相談受付件数は増加傾向にあり、継続的な見守りを様子要するケースも増えると予想される。

改善改革(案)

<ul style="list-style-type: none"> ・盛岡市消費生活センターとの連携をより強化するため、盛岡市消費生活センターが相談を受けたケースを、町で見守り、あるいは町で見守っているケースを、必要に応じて盛岡市消費生活センターにつなげるような体制を構築することを目指す。 ・消費生活相談に係る専門的な相談窓口(盛岡市消費生活センター)について、周知を行う。

管理No.	0239-000	名称	盛岡広域市町村消費者行政共同実施に関する事務	予算額 (参考)	578千円	必要人員	0.10/人・年	部署名	福祉課 生活相談係
-------	----------	----	------------------------	-------------	-------	------	----------	-----	-----------

<趣旨・経緯>
矢巾町では専門的な消費生活相談に対応する「消費生活相談員」を町単独で配置しておらず、専門的な相談窓口を確保できていない。こうした状況を踏まえて平成22年度から、盛岡市消費生活センターにおいて任用する消費生活相談員1人分に係る施設費及び人件費を、盛岡広域7市町(八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町)で相談件数の実績により負担することで、盛岡広域7市町の消費生活相談への対応を、盛岡市消費生活センターが受け付ける協定を締結。

関係する根拠法令等	消費者安全法	災害時優先度	特に考慮する必要はない	概要説明資料
-----------	--------	--------	-------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					更生保護関係事務	福祉課	生活相談係	菅原保之
管理No.		0241-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」
1-3-10 地域福祉づくりの推進

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	町民
	受益者	町民
意図	犯罪を無くして社会を明るくするために、すべての日本国民が犯罪の防止と犯罪者の矯正および更生保護について正しく理解するための啓発。	
手段	“社会を明るくする運動”岩手県推進委員会での岩手県実施要綱を踏まえ、矢巾町推進委員会で協議した計画により啓発活動等を行う。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	B	“社会を明るくする運動”は内閣総理大臣メッセージによる全国展開が図られることから、各自治体が主体となる必要がある。
成果に対する「有効性」	B	啓発活動の実施
事務事業内容の「効率性」	B	様々な場面で啓発活動を行うことにより、再犯防止に対する意識高揚の効率性は担保される。
実施に係る「緊急性」	C	継続的な実施は必要と捉える。

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)	
活動指標	啓発活動	回	1	1				
成果指標	啓発活動	回	目標値	6	6	6	6	6
			実績値	1	1			
		目標値						
		実績値						

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

保護司は法務局から委嘱され、事務局を町社協が担っているが、“社会を明るくする運動”推進委員会は福祉課が担当しているなど、所管がそれぞれ異なることから、活動状況の把握が困難な場合がある。

改善改革(案)

“社会を明るくする運動”及び保護司の活動内容が再犯防止が主であることから、“社会を明るくする運動”及び保護司の事務局を防犯担当所管課とすることを望む。

管理No.	0241-000	名称	更生保護関係事務	予算額 (参考)	111千円	必要人員	0.50/人・年	部署名	福祉課
<p>○ティッシュ配布 社会を明るくする運動矢巾町推進委員会委員、矢巾町社会福祉協議会、矢巾町福祉課にて町内数カ所(JR矢幅駅前、不来方高校、各小中学校6校)にてティッシュを配布。(令和3年度は中止。)</p> <p>○矢巾町夏まつり啓発 夏まつり当日に、人権グッズ(うちわ・ティッシュ)を配布して周知啓発を図る。(令和3年度は夏まつりは中止。)</p> <p>○風鈴設置 7月の社会を明るくする運動強調月間に、不来方高校の生徒が作成した短冊をつけた短冊を、JR矢幅駅に展示。</p> <p>○紙飛行機大会 町内の小学校の児童が有意義な学校生活を送ることが出来るよう、非行防止と交通安全を図り、手作り紙飛行機に非行の芽を乗せて、遠くに飛ばすことによって、児童が健全に成長することを願うもの。大会後には、紫波警察署長から、講話をいただく。(令和3年度は中止。)</p> <p>○中学校における朝のあいさつ運動への参加。</p> <p>○学校訪問の実施。(学校との連携の強化)</p> <p>○各会議、研修会への参加。</p>									
関係する根拠法令等						災害時優先度		特に考慮する必要はない	
更生保護法								概要説明資料	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					矢巾町消費者安全確保地域協議会に係る事務	福祉課	生活相談係	畠山 健二郎
管理No.				0242-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」

事務事業の方向性
拡充

事務事業概要

対象	対象者	矢巾町消費者安全確保地域協議会委員
	受益者	町民
意図	消費者安全法の規定に基づき、障害者や消費者被害の未然防止や拡大防止を図り、消費者の安全確保のための取り組みを円滑にする。	
手段	・矢巾町消費者安全確保地域協議会の運営事務	

【(旧) Change シート】

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	高齢者や障害者等が消費者被害に遭わないように、地域における見守り体制の構築が必要。
成果に対する「有効性」	A	協議会を設置して、地域における消費者被害防止に係る情報共有、意見交換ができています。
事務事業内容の「効率性」	C	個人情報の取り扱いについて細かな規定が決まっておらず、効率的な協議会運用に至っていない。
実施に係る「緊急性」	B	今後、高齢化率の上昇により、高齢者の消費生活相談やトラブル案件が増えることが予想されるため、地域における見守りの体制について、今から協議を重ねていく必要がある。

指標 (効果)

指標 (効果)				2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	矢巾町消費者安全確保地域協議会の開催	回		1	2			
成果指標	協議会の出席率 (体調不良等のやむを得ない理由を除く)	%	目標値	100	100			
			実績値	100	100			
		目標値						
		実績値						

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

特に無し。

課題 (若しくは「問題」等)

・出席者に守秘義務が科せられており、個人情報の取り扱いも可能とされているが、細かな規定を定まっておらず、どのような手順・方法で個人情報を含む案件に係る協議を行うのかを明確にするため、対応に係るフローチャートの作成を開始したが、年度内に完成せず。
--

改善改革(案)

・個人情報の取り扱いに関する詳細な取り決めを行うことで、今後増加することが予想される、個別案件への対応に備える。
--

管理No.	0242-000	名称	矢巾町消費者安全確保地域協議会に係る事務	予算額 (参考)	11千円	必要人員	1.00/人・年	部署名	福祉課 生活相談係
-------	----------	----	----------------------	-------------	------	------	----------	-----	-----------

<趣旨>
 ・消費者安全法の規定に基づき、障害者や消費者被害の未然防止や拡大防止を図り、消費者の安全確保のための取り組みを円滑にするため、・矢巾町消費者安全確保地域協議会を開催して、必要な情報共有、協議を行う。

<協議会委員>
 ・紫波警察署
 ・矢巾町地域包括支援センター
 ・障害者地域生活支援センター
 ・岩手県社会福祉協議会
 ・矢巾町社会福祉協議会
 ・盛岡市市民部消費生活センター
 ・矢巾町民生児童委員協議会

<活動内容>
 ①消費者被害の現状や対策に関する情報交換(会議開催)
 ②消費者被害防止の普及及び啓発
 ③前2号に掲げるもののほか、消費者被害防止のために町長が必要と認める活動

<実績>
 ・年2回開催。
 ・協議会の情報共有・連携機能を強化するため、協議会の構成組織間における連携体制の具体化を図るため、個人情報の取扱いに係るフローチャートの作成に係る協議を開始した。
 ・協議会が主体となり、町内の福祉関係の支援者の消費生活相談に係る知識習得を図った。

関係する根拠法令等	消費者安全法	災害時優先度	特に考慮する必要はない	概要説明資料
-----------	--------	--------	-------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					生活保護に関わる事務	福祉課	生活相談係	藤澤 のり江
管理No.		0243-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」
1-3-10 地域福祉づくりの推進

事務事業の方向性
拡充

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	生活保護受給者・生活困窮相談者
	受益者	生活保護受給者・生活困窮相談者
意図	実施主体である盛岡広域振興局保護課と連携して、生活保護制度の適正実施を推進する。	
手段	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮等相談 新規申請 各種届出、申告等事務 保護費支給事務 生活保護受給者支援等 	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	生活保護実施主体は盛岡広域振興局であるが、町内における身近な相談先であり、生活保護受給者の支援等を行う。
成果に対する「有効性」	B	生活保護・生活困窮に対する町民の困りごとに盛岡広域振興局とともに対応し、支援を行う。
事務事業内容の「効率性」	B	急遽の相談対応が多く、いつでも相談に応じることができるよう相談体制の整備や、関係機関との連携を図る。
実施に係る「緊急性」	B	生活保護申請の進達は期限があるため、緊急性を求められる。

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)	
活動指標	相談員の配置	人	2	2	2	2	2	
成果指標	生活困窮者相談最終率	%	目標値	70	70	70	70	70
			実績値	68.7	81.1			
		目標値						
		実績値						

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者等の相談は、生活を保つための緊急対応が必要である。 複雑な課題を抱える方が多い。
--

改善改革(案)

<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮等の相談が早期に相談してもらうことができるよう、相談ができる機関の周知をさらに徹底する。 盛岡広域振興局や関係機関と連携し、生活保護受給者や生活困窮等の相談支援に対応する。

管理No.	0243-000	名称	生活保護に関わる事務	予算額 (参考)		必要人員	0.20/人・年	部署名	福祉課 生活相談係
<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮等相談 ・新規申請 ・各種届出、申告等事務 ・保護費支給事務 ・生活保護受給者支援等 									
関係する根拠法令等 <input type="checkbox"/> 生活保護法 <input type="checkbox"/> 生活困窮者自立支援法						災害時優先度 発災から1週間までには業務再開が必要		概要説明資料	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					相談支援関係事務	福祉課	生活相談係	藤澤 のり江
管理No.		0244-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」
1-3-11 相談支援体制の充実

事務事業の方向性
拡充

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	町民
	受益者	町民
意図	全国的に社会的孤立状態に陥る家庭の増加や、経済格差の拡大、貧困の連鎖などが問題となる中、ますます複雑化・多様化する住民課題に対応すべく、町担当部署だけでなく多岐に渡る関係機関と連携したネットワークの構築を図ること(多機関協働による包括的支援体制整備事業)。	
手段	<ul style="list-style-type: none"> ・町民に身近な機関として、相談対応を行う。 ・相談者の状況に応じて、就労支援や家計相談等、包括的な支援を実施し、自立の促進を図る。 ・一次相談窓口の機能を行い、自立相談支援機関等と連携し、適切な支援を行う。 	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	生活困窮者自立支援法に基づき、町民にとって身近な相談機関として、生活困窮等の相談を行う。
成果に対する「有効性」	A	一時的な相談機能を担い、必要に応じて自立支援機関等関係機関と連携し対応することで、身近に相談し、伴走支援ができる。
事務事業内容の「効率性」	A	総合相談窓口として、相談内容を確認し、必要時関係課や関係機関へつなぐ。
実施に係る「緊急性」	A	生活困窮等の相談は、生活を守るためにも、緊急対応が必要なが多い。

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	相談員の配置	人	2	2	2		
成果指標	相談の終結率	%	目標値	70	70	70	70
			実績値	68.7	81.1		
		目標値					
		実績値					

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

相談の内容が複雑化しており、解決にむけては、長期にわたり伴走型の支援が必要である。

改善改革(案)

令和3年度は重層的支援体制整備事業を取り組むことで、更なる相談体制の充実を図る。

管理No.	0244-000	名称	相談支援関係事務	予算額 (参考)	3,599千円	必要人員	0.40/人・年	部署名	福祉課 生活相談係
-------	----------	----	----------	-------------	---------	------	----------	-----	-----------

重層的支援体制整備事業における相談支援事業として、相談員を配置し、総合的な相談対応を行っている。
 相談内容としては、生活困窮関係、就労先支援、家族関係など多岐にわたるが問題が複雑化しているケースも多く、役場内外の関係者とともに連携して対応している。

関係する根拠法令等 生活困窮者自立支援法 社会福祉法

災害時優先度 発災から1週間までには業務再開が必要

概要説明資料

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					矢巾町社会福祉協議会運営費補助金関連事務	福祉課	生活相談係	菅原 保之
管理No.				0245-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」
1-3-10 地域福祉づくりの推進

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	矢巾町社会福祉協議会
	受益者	町民
意図	矢巾町社会福祉協議会の運営補助金を交付することで、地域に根ざした住民協働による福祉のまちづくりに係る積極的な取り組みを実施していただくことを通して、住民の生活福祉の向上に資する。	
手段	社会福祉協議会が所管(事務局)する各種社会福祉団体に対する運営費を補助する。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	B	各社会福祉団体は、町民の福祉に寄与する団体で公共性が高いため、町がその運営を補助する必要がある。
成果に対する「有効性」	A	運営費を補助することにより、各団体がそれぞれ円滑な事業展開を行うことができ、町民の福祉の向上に役立つ。(R3年度からは、各団体に直接補助)
事務事業内容の「効率性」	C	各団体の活動状況を確認し、補助対象経費となりうるか精査したうえで効率性を図る。
実施に係る「緊急性」	C	補助事業として緊急性は低いものの、継続的に行う必要がある。

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	補助団体	団体	5	4	4	4	4
	補助金額	千円	目標値 425	300	300	300	300
成果指標			実績値	174			
			目標値				
			実績値				
			目標値				

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

社会福祉協議会運営補助金については、基金の年度残高が5千万円を下回るまで人件費等の補助を行わない覚書を締結していることから、今後の事業展開等により補助金額の増額が必要となる可能性がある。
(各団体の補助金交付は、社会福祉協議会を通さず行うよう監査(R年度)で指摘があったことから、R3年度から直接補助することとしている。)

改善改革(案)

町民の社会福祉の支援として社会福祉協議会の存在は欠かせないことから、相談事業を始めとした各種事業において連携を密にし、運営状況を把握しながら適切な運営補助を行う。

管理No.	0245-000	名称	矢巾町社会福祉協議会運営費補助金関連事務	予算額 (参考)	174千円	必要人員	1.00/人・年	部署名	福祉課	
<p>(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、連絡、調整及び助成 (4) 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 保健医療、教育その他社会福祉と関連する事業との連絡 (6) 共同募金事業 (7) 生活福祉資金貸付事業 (8) 心配ごと相談事業 (9) たすけあい金庫の設置運営</p> <p>※ R2補助団体及び補助金額(R) ・人権擁護委員 91,000円 ・矢巾町遺族連合会 193,000円 ・矢巾町さくらの船の会 30,000円 ・矢巾町保護司会 54,000円 ・紫波地区保護司会 57,000円</p> <p>※ R3補助団体及び補助金額(R) コロナ禍で活動できなかったため、減額あるいは不交付とした。 ・人権擁護委員 0円 ・矢巾町遺族連合会 130,000円 ・矢巾町保護司会 0円 ・紫波地区保護司会 44,000円</p>										
関係する根拠法令等 社会福祉法						災害時優先度	特に考慮する必要はない		概要説明資料	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					災害義援金支給関係事務	福祉課	生活相談係	畠山 健二郎
管理No.		0246-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」
1-3-10 地域福祉づくりの推進

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	義援金支給対象者、県担当課、町関係課
	受益者	義援金支給対象者
意図	災害の被害に遭われた方へ、配分委員会の決定に基づき、適切な事務処理のもとで義援金を交付する。	
手段	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて関係課から情報を収集した上で、提示された基準に該当する支給の対象者を選定。 ・県の配分委員会の決定に基づき、速やかに支給を行う。 	

指標 (効果)

				2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	平成23年東北地方太平洋沖地震義援金 申請件数	件		3	3			
	令和元年台風第19号義援金 申請件数	件		13				
成果指標	平成23年東北地方太平洋沖地震義援金 支給率	%	目標値	100	100			
			実績値	100	100			
	令和元年台風第19号義援金 支給率	%	目標値	100	100			
			実績値	100	100			
			目標値					
			実績値					

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	被災した町民の生活再建に資する。
成果に対する「有効性」	A	対象者に対して、滞り無く速やかに支給。
事務事業内容の「効率性」	B	県の配分委員会の決定通知に基づき支給。
実施に係る「緊急性」	A	災害発生後に、県の配布委員会の決定に基づき速やかに支給。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

特に無し。

課題 (若しくは「問題」等)

特に無し。

改善改革(案)

<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の被災状況調査、報告については、他課との連携が必要となるため、国、県からの通知を随時共有し、必要時に滞り無く事務を遂行できるよう備えておく。
--

管理No.	0246-000	名称	災害義援金支給関係事務	予算額 (参考)		必要人員	1.00/人・年	部署名	福祉課 生活相談係
-------	----------	----	-------------	-------------	--	------	----------	-----	-----------

<趣旨>
 災害の被害に遭われた方へ、配分委員会の決定に基づき、適切な事務処理のもとで義援金を交付することで、被災者の生活再建を支援すること。

<災害義援金種類>

- ・平成23年東北地方太平洋沖地震義援金
- ・令和元年台風第19号義援金

<業務内容の詳細>

- ・岩手県から義援金の配分
- ・交付対象者への郵送による交付決定通知
- ・必要時、交付対象者に照会を実施
- ・交付対象者への振り込み財務処理

関係する根拠法令等	災害弔慰金の支給等に関する法律	災害時優先度	発災から1週間までには業務再開が必要	概要説明資料
-----------	-----------------	--------	--------------------	--------

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					障害者手帳に関する事務(身体・療育手帳)	福祉課	福祉係	上野 康隆
管理No.				0247-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」	
18	障がいのある方の視点に立った自立支援の推進

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	町内に住所を有する障がい者(手帳所持者及び手帳申請希望者)
	受益者	町内に住所を有する障がい者及びその家族
意図	ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人もない人も分け隔てなく生活できる環境を作るため、障害者手帳による福祉サービスの利用につなげる。	
手段	・対象者への障害者手帳発行の窓口として申請受付を行う。 ・障害者(手帳交付者)を適切なサービスに繋ぎ、必要に応じてその資格証明を行う。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	各種手帳の実施主体は県であるが、申請受付や交付事務の実施主体は市町村である。また、障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護を総合的に実施
成果に対する「有効性」	B	障がいをもつ方の手帳取得のため、申請受付、交付事務を行っている。その後、個々の障がいに応じて受けれる制度・サービスの案内、相談支援、団体運営が図られている。
事務事業内容の「効率性」	B	年々、障がいの認知度が高くなっており手帳所持者の人数が増加しているため、申請者増加に伴う体制整備が必要である。
実施に係る「緊急性」	A	障害者手帳の対象となる方やご家族は障害を負ったことによる経済的、肉体的負担がある。その解消のために障害者手帳の取得及び手帳による福祉サービスの案内は速やかに行わな

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)		
活動指標	身体障害者手帳申請受付件数	件	200	210				
	療育手帳申請受付件数	件	42	26				
成果指標	身体障害者手帳に係る適正処理割合(申請に対し適正に処理された割合)	%	目標値	100	100	100	100	100
			実績値	100	100			
	療育手帳に係る適正処理割合(申請に対し適正に処理された割合)	%	目標値	100	100	100	100	100
			実績値	100	100			

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

各種障害者手帳取得により利用できる福祉制度や福祉サービスは、交付された手帳の等級により異なるが、十分な周知が図られていない。

改善改革(案)

障害者手帳交付時に各交付者に合わせた制度の案内を行うとともに、広報やホームページを用いて福祉制度やサービスの情報を適宜周知する。

管理No.	0247-000	名称	障害者手帳に関する事務（身体・療育手帳）	予算額 (参考)		必要人員	0.50／人・年	部署名	福祉課 福祉係
<p>【制度の概要】身体障害、知的障害に対応する障害者手帳の窓口として申請を受け付ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳の申請受付(新規・再交付・変更・返還) ・申請書を県へ進達(※申請内容により「岩手県福祉総合相談センター」もしくは「盛岡広域振興局福祉課」へ進達) ・県が交付した手帳が町へ届いた際に申請者へ通知。役場まで受け取りに来ていただき、そこで手帳に関する諸制度をご案内。 									
関係する根拠法令等 身体障害者福祉法、岩手県知的障害者療育手帳交付規則						災害時優先度 発災から1週間までには業務再開が必要		概要説明資料	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					矢巾町地域福祉推進審議会に係る事務	福祉課	生活相談係	藤澤 のり江
管理No.		0249-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」
1-3-10 地域福祉づくりの推進

事務事業の方向性
拡充

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	町民
	受益者	町民
意図	社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第107条に基づく矢巾町地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定等に関して調査審議を行う。	
手段	<ul style="list-style-type: none"> 審議会委員の委嘱 地域福祉計画の策定、変更及び評価を行う。 	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	B	矢巾町地域福祉計画における事業の進捗状況について評価を行い、地域福祉の推進を図る。
成果に対する「有効性」	B	審議会委員から、直接意見を聞くことができ、必要な事業等に反映や改善を図ることができる。
事務事業内容の「効率性」	B	関係機関が一同に参集することで、町に必要とされている意見を集約することができる。
実施に係る「緊急性」	B	継続的に開催は必要である。

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)	
活動指標	審議会開催回数	回数	2	2	2	2	2	
			2	2				
成果指標	生活支援サービス	件	目標値	8	8	8	8	8
			実績値		9			
	相談件数の終結率	%	目標値	70	70	70	70	70
			実績値		81.1			
		目標値						
		実績値						

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

改善改革(案)

地域福祉に関わる全ての課が参集し、審議会を開催することで、より充実した内容の審議ができる。

課題 (若しくは「問題」等)

地域福祉に関わっている課は、福祉課以外にもあるため、審議会での協議が福祉課の業務内容が主となってしまふ。

管理No.	0249-000	名称	矢巾町地域福祉推進審議会に係る事務	予算額 (参考)	77千円	必要人員	0.10/人・年	部署名	福祉課 生活相談係	
<p>審議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>① 計画の策定、変更及び評価に関すること。</p> <p>② 法第106条の3第1項各号に掲げる事業の実施に関すること。</p> <p>③ 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進について町長が必要と認める事項に関すること。</p>										
関係する根拠法令等						社会福祉法		災害時優先度		特に考慮する必要はない
概要説明資料										

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					矢巾町民生児童委員協議会運営事務	福祉課	生活相談係	菅原 保之
管理No.		0250-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」
1-3-9 人材育成の実施

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	民生連絡員(民生児童委員及び主任児童委員)
	受益者	地域住民
意図	民生委員法に第24条に定める任務の遂行と円滑な運営を図ることとし、法第14条に定める職務遂行のため、行政機関、その他社会福祉事業を主体とする機関の業務に協力する。 人と人とのつながりを強化し、誰もが支え合う地域づくり、さまざまな課題を抱える各行政区に民生連絡員を配置する。	
手段		

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	地域福祉の増進のため、各行政区の細かい特性を熟知した連絡員の配置は不可欠である。
成果に対する「有効性」	B	相談活動、地域活動を実施することで、地域福祉の増進が図られている。
事務事業内容の「効率性」	B	地域の中で精力的に活動を行っているが、住民構成や地域特性を考慮した配置見直しを行っていく必要がある。
実施に係る「緊急性」	B	継続的な活動支援が必要である

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)	
活動指標	民生連絡員の配置(各年度4月1日時点)	人	53	53	53	53	53	
	各種研修会(外部)への参加	回	3	18				
	各種研修会(内部)の実施	回		50				
成果指標	相談件数・支援件数	日	目標値	1900	1900	1900	1900	1900
		実績値	1399	1512				
	各種研修会への派遣(延べ人数)	人	目標値	50	50	50	50	50
		実績値	4	50				
			目標値					
			実績値					

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

3年に1度の改選(平成28年度、令和元年度に実施)されるが、各行政区での人員確保が困難な状況。現役世代で委員となる方が少なく、定年後に人選される場合が多いが、高齢となってくるため継続的な活動が困難となる。3年毎に約1/3が入れ替わるため、継続的な人材の確保・育成が必要。

改善改革(案)

今回の改選が令和4年12月のため、令和3年度中に再任、退任の意向調査を行い、退任される場合は次期候補者の人選について、行政区内で早めの検討を行うよう促す。

管理No.	0250-000	名称	矢巾町民生児童委員協議会運営事務	予算額 (参考)	3,494千円	必要人員	1.00/人・年	部署名	福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・総会、役員会、定例会、地区民協の参加 ・主任児童委員活動 ・保健福祉教育関係事業への参加 ・相談事業研修会等の参加 ・献血推進事業への参加 ・子育てに関する事業の参加 ・学校との連絡会議の参加 ・児童館交流事業の参加 ・矢巾町認知症事業関係の参加 ・岩手県民生児童委員協議会、岩手県央地区市町村民生児童委員協議会関係の参加・協力 ・子どもの学習支援事業「食」支援 									
関係する根拠法令等 <input type="radio"/> 民生委員法 <input type="radio"/> 児童福祉法						災害時優先度 発災から24時間以内に業務再開が必要		概要説明資料	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					行旅人関係事務	福祉課	生活相談係	菅原 保之
管理No.		0252-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」
1-3-10 地域福祉づくりの推進

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	行旅病人及び行旅死亡人
	受益者	自治体
意図	身元不明人が町内で発見、もしくは町内の病院等に搬送され、その治療に係る費用又は死亡した際にかかる費用の支出、並びに遺留品等の管理を行う。	
手段	警察、消防、医療機関、振興局等、行旅人の情報提供があった場合、関係機関からの情報収集を行い対処する。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	法律(行旅病人及行旅病人取扱法)により、市町村が行うため。
成果に対する「有効性」	A	町が主体的に動くため、家族の判明等に及ぶこともある。
事務事業内容の「効率性」	A	費用については、一旦町で支出するが、県がそれを補うため経費的な問題はない。
実施に係る「緊急性」	A	事案が発生後、直ちに行動しなければならない。

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	行旅病人及び行旅死亡人取扱件数	1	1			
	件					
成果指標	行旅病人及び行旅死亡人取扱件数	目標値				
		実績値	1	1		
	件	目標値				
		実績値				

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

行旅病人及び行旅死亡人と判定(病院、警察等)された場合、その市町村が取り扱うこととなっていることから、医大が矢巾町に移転したことに伴い、このようなケースが増えることが予想される。

改善改革(案)

医大の医療福祉相談室等との調整を図る。

管理No.	0252-000	名称	行旅人関係事務	予算額 (参考)	199千円	必要人員	0.05/人・年	部署名	福祉課
<p>身元不明の遺体の火葬・埋葬処理は、発見地の市町村長が実施する必要がある。 類似の対応として、身よりがいない等の理由で、火葬及び埋葬する人がいない方への対応も必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号) ・墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号) ・矢巾町行旅病人及行旅死亡人取扱法細則(平成10年規則第37号) ・警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律(平成24年法律第34号) ・矢巾町一般行旅人に対する援護の取扱要領(令和3年2月3日町長決裁) ・矢巾町葬祭及び遺品等取扱要領(令和3年2月3日町長決裁) 									
関係する根拠法令等 行旅病人及び行旅死亡人取扱法						災害時優先度 発災から1週間までには業務再開が必要		概要説明資料	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					DV婦人保護に関する事務	福祉課	生活相談係	竹鼻 朋
管理No.				0253-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」
1-3-10 地域福祉づくりの推進

事務事業の方向性
維持

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	地域住民
	受益者	配偶者等から暴力等を受けている方
意図	配偶者からの暴力の防止、及び被害者の保護を図る。	
手段	相談対応、関係機関との連携 相談窓口の周知 警察、配偶者暴力相談支援センターとの連絡調整	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく
成果に対する「有効性」	A	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等を関係機関と連携し迅速かつ適切に支援する。
事務事業内容の「効率性」	B	専門的見解から相談できる人材が必要である。
実施に係る「緊急性」	B	個々の状況に合わせた相談支援の継続、安全の確保が必要な場合は関係機関との緊密な連携と見守りが必要。

指標 (効果)

指標 (効果)				2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	相談件数	人		12	14			
成果指標	町内関係部署等連絡会	回	目標値	1	1			
			実績値	1				
	DVIに関わる周知啓発	回	目標値	1	1			
			実績値	1	1			
			目標値					
			実績値					

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

<ul style="list-style-type: none"> ・事案によるが、一時保護が必要な事案が発生すると、人員、時間、労力等膨大に要する。 ・事案の複雑、困難性が増している。
--

改善改革(案)

<ul style="list-style-type: none"> ・担当者だけでなく、対応できる職員体制の整備 ・事例検討等を行うことでの対応スキルの向上

管理No.	0253-000	名称	DV婦人保護に関する事務	予算額 (参考)		必要人員	0.10/人・年	部署名	福祉課 生活相談係
<p>相談窓口の周知 相談対応 関係機関との連絡調整 警察、配偶者暴力相談支援センター、DVセンターとの連絡調整 利用できる制度の紹介 就労支援等</p>									
関係する根拠法令等 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律						災害時優先度	特に考慮する必要はない	概要説明資料	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	福祉課	生活相談係	畠山 健二郎
管理No.				1233-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」

事務事業の方向性
拡充

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	支援につながっていない町民
	受益者	支援につながっていない町民
意図	<ul style="list-style-type: none"> ・会議や関係機関等とのネットワークの中から潜在的な相談者を把握すること。 ・支援が届いていない方について、本人との信頼関係の構築に向けた働きかけを行い、必要な支援を届けること。 	
手段	<ul style="list-style-type: none"> ・支援関係機関や地域住民等の関係者と連携し、潜在的なニーズを抱える方(ひきこもり等)を早期に発見する。 ・個別の支援プランの作成及びプランに基づいた支援を実施するとともに自宅訪問、同行支援等を行いつつ、継続的に寄り添い、関係性の構築を行う。 	

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	アウトリーチ支援	件	19			
成果指標	プラン作成件数	目標値	3			
		実績値				
		目標値				
		実績値				

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	B	様々な事情により、自力で支援につながるできない人のためになる。なお、重層的支援体制整備事業を実施する自治体においては、必須の事業となっている。
成果に対する「有効性」	E	プラン作成に係る同意を取ることが難しく、対象者へのアプローチ方法に課題がある。
事務事業内容の「効率性」	C	対象者の情報を把握し、プラン作成に至るまでの事業の流れを明確にすることが必要。
実施に係る「緊急性」	B	支援につながっていないことが、様々な生活課題の深刻化につながりやすいことから、実施が必要。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

--

課題 (若しくは「問題」等)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始が年度途中からということもあり、関係性を構築した上で、本人の同意のもとで支援プランを作成する段階まで至ることが出来なかった。

改善改革(案)

毎月、委託先の事業者と打ち合わせ・情報共有を綿密に行い、対象者の把握から支援プランの作成のための本人同意を得るための取組みを強化する。

管理No.	1233-000	名称	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	予算額 (参考)		必要人員	0.50/人・年	部署名	福祉課 生活相談係	
<p>体制:委託(委託先:非営利活動法人もりおかユースポート)</p> <p>職員:社会福祉士1名</p> <p>内容:関係性構築に向けた支援(継続的な家庭訪問等)</p> <p>継続的な同行支援(就労支援、ボランティア体験、就職活動等)</p> <p>実績:対応件数19件(対面による面談13件、家庭訪問2件、WEB面談1件、職場見学3件)</p> <p>※その他、電話やSNS等による継続的な関わりを実施。</p>										
関係する根拠法令等 社会福祉法						災害時優先度	特に考慮する必要はない	概要説明資料		

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					参加支援事業	福祉課	生活相談係	畠山 健二郎
管理No.				1234-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」

事務事業の方向性
拡充

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	ひきこもり等
	受益者	ひきこもり等
意図	・既存の社会参加に向けた事業では対応しきれない方に対して、社会とのつながりづくりを支援すること。	
手段	・ひきこもり等の「狭間のニーズ」を有する方を対象とした新たな居場所づくり ・地域の社会資源や支援メニューへのコーディネート及びマッチング	

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	居場所サロンの開催	回		7			
	社会資源の開拓	件		7			
成果指標	居場所サロンの参加者	人	目標値		10		
			実績値		16		
		目標値					
		実績値					

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	B	既存の社会参加に向けた事業では対応しきれない方を支援する。なお、重層的支援体制整備事業を実施する自治体における必須事業である。
成果に対する「有効性」	A	年度途中の事業開始であり、対象者を問わないサロンは初の試みであったが、目標よりも多くの方に参加いただくことができた。
事務事業内容の「効率性」	C	既存の社会資源につながない方は、自力で情報を得たり、自発的に事業利用を決意することは少ないため。
実施に係る「緊急性」	C	社会参加を支援することで、社会的孤立を防ぎ、将来にわたって自立した生活を送ることができるようになる可能性がある。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

--

改善改革(案)

開催回数を月2回に増やすことで、支援につながる割合を増やす。

課題 (若しくは「問題」等)

居場所サロンの開催回数が月1回であり、支援者が対象者にアプローチを行うことができる機会が少なかった。
--

管理No.	1234-000	名称	参加支援事業	予算額 (参考)		必要人員	0.10/人・年	部署名	福祉課 生活相談係	
<p>体制:委託(委託先:特定非営利活動法人もりおかユースポート)社会福祉士1名 内容:フリースペース(居場所づくり)の開催 フリースペースを拠点とした地域の社会資源の開拓 社会資源のコーディネート及びマッチング 実績:フリースペース(居場所づくり)開催7回、利用者のべ人数16名 社会資源の開拓7件(内職体験協力企業・団体4件、職場見学・体験協力企業3件)</p>										
関係する根拠法令等 社会福祉法						災害時優先度	特に考慮する必要はない		概要説明資料	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					地域づくり事業	福祉課	生活相談係	畠山 健二郎
管理No.				1235-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」

事務事業の方向性
拡充

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	すべての町民
	受益者	すべての町民
意図	・地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行うこと。	
手段	・介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取り組みを活かしつつ、世代や属性を超えた交流や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行うものです。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	B	重層的支援体制整備事業の実施自治体では必須の事業である。
成果に対する「有効性」	B	目標がほぼ達成されている。
事務事業内容の「効率性」	A	行政区の集會等の機会を活用して、同時開催することで参加する住民の負担を軽減させた。
実施に係る「緊急性」	B	将来的に、住民を主体とした地域づくりの取組につながる可能性がある。

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	コミュニティワークショップの開催回数		3			
成果指標	コミュニティワークショップ参加人数	目標値	30			
		実績値	30			
		目標値				
		実績値				

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

課題 (若しくは「問題」等)

- ・コミュニティワークショップを希望する行政区が少ない。
- ・他の課の地域づくりに係る事業とのつながりが無い。

改善改革(案)

- ・コミュニティワークショップの実施を希望する行政区が増えるように、実施方法や周知方法について、検討する。
- ・地域づくり事業を実施する事業者の情報共有の場を設け、事業同士の連携やつながりづくりの方法について検討する機会とする。

管理No.	1235-000	名称	参加支援事業	予算額 (参考)		必要人員	0.10/人・年	部署名	福祉課 生活相談係
<p>委託の有無:町福祉課直営 体制:福祉課、企画財政課、健康長寿課、町社会福祉協議会 各1名 内容:行政区単位のコミュニティワークショップを開催 実績:開催数3回 10月20日 広宮沢2区 10名参加 10月24日 東徳田1区 11名参加 11月19日 高田1区 9名参加</p>									
関係する根拠法令等 社会福祉法						災害時優先度 特に考慮する必要はない		概要説明資料	

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					多機関協働事業	福祉課	生活相談係	島山 健二郎
管理No.				1236-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」

事務事業の方向性
改善

【(旧) Change シート】

事務事業概要

対象	対象者	庁内外の支援関係機関、複雑・複合的な生活課題を抱える方および制度間の狭間のニーズを有する方
	受益者	複雑・複合的な生活課題を抱える方および制度間の狭間のニーズを有する方
意図	複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例の課題を解きほぐし、狭間のニーズを抱える事例の支援の役割分担、支援の方向性の整理を行うことで、庁内外の支援関係機関が実施する支援をサポートし、結果的に対象者の抱える生活課題を解決につなげること。	
手段	・複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例の課題を解きほぐし、狭間のニーズを抱える事例の支援の役割分担、支援の方向性の整理を実施。 ・町内外の支援関係機関が出席する「矢巾町個別支援会議」を設置し、直接的な関わりが無い分野の支援関係機関を含めた、多様な視点からのスーパーバイズ機能を担った。	

指標 (効果)

		2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	矢巾町個別支援会議およびチーム会議の開催回数	回	11			
	重層的支援体制整備事業推進会議の開催回数	回	1			
成果指標	プラン作成件数	件	目標値			
		実績値				
		目標値				
		実績値				

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	B	複雑・複合的な生活課題を抱える方及び制度間の狭間のニーズを有するケースについては、その調整役が明確に決まっておらず、多機関協働事業として実施することで、その調整がスムーズなケースを検討する場はあったものの、本人同意を得てプランを作成するに至らなかった。
成果に対する「有効性」	D	
事務事業内容の「効率性」	C	本人同意を得てプランをつくるための仕組みが構築されていなかった。
実施に係る「緊急性」	C	支援者のバーンアウトを防ぐとともに、いわゆる困難ケースの状況悪化のリスクを下げることにつながるため。

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

・「個別支援会議にあげるべき事例」を判断する基準が不明確である。 ・「個別支援会議」を「定期開催」及び「全ての支援関係機関が出席」だと、出席に対する負担感が大きい。

課題 (若しくは「問題」等)

・「個別支援会議にあげるべき事例」を洗い出す仕組みが無い。 ・多機関協働事業、参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業における「プランの評価及び改善に係る協議」について、「矢巾町重層的支援体制整備事業推進会議」にて実施することとしていたが、開催頻度や協議内容の観点から、実施方法の見直しが必要である。
--

改善改革(案)

町関係課で構成する「庁内チーム連絡会」を新設し、各分野で把握している事例について「矢巾町個別支援会議」にあげるべき事例かどうか協議する場とする。 ・「庁内チーム連絡会」から上がった事例について、「矢巾町個別支援会議」にて課題の解きほぐし及び支援の役割分担を行う仕組みとする。 ・「矢巾町個別支援会議」は、月1回の定期開催を基本としつつ、必要に応じて随時開催することとし、事例の内容に応じて出席者を選定して出席依頼を行う。 ・「プランの評価及び改善に係る協議」について、「矢巾町重層的支援体制整備事業推進会議」ではなく、「矢巾町個別支援会議」にて実施するように変更し、必要時に速やかにプランを評価・改善するとともに、各支援関係機関の実務者の専門性が各事業のプランに反映されるような仕組みとする。

管理No.	1236-000	名称	多機関協働事業	予算額 (参考)		必要人員	1.00/人・年	部署名	福祉課 生活相談係	
<p>○多機関協働事業 委託の有無:町福祉課直営 体制:相談支援包括化推進員(社会福祉士)1名 内容:矢巾町個別支援会議の開催に向けた各種調整等 実績:矢巾町個別支援会議 開催7回(チーム会議4回)</p> <p>会議の実施について</p> <p>○矢巾町個別支援会議 体制:月1回の頻度で、町福祉課が町内外の支援関係者(直接的な関わりが無い分野の支援関係機関を含む)を招集して開催。 内容:複雑・複合的な課題を有する世帯や、狭間のニーズを有する世帯に関する生活状況や課題の把握、支援のチームメンバー(実際に支援を実施する担当者)及び支援方向性の確認を実施。 直接的な関わりが無い分野の支援関係機関を含めた、多様な視点からのスーパーバイズ機能を有する会議として実施。 実績:開催回数7回(ケース5件)</p> <p>○チーム会議 体制:矢巾町個別支援会議開催後に、別日に町福祉課がチームメンバーを招集して開催。 内容:チームメンバーによる支援目標、役割分担の確認。 実績:開催回数4回(ケース3件)</p> <p>○矢巾町重層的支援体制整備事業推進会議 体制:町長は委員11名を委嘱。会長が招集して開催。 内容:重層的支援体制整備事業全体を円滑に実施するための実施方法の協議等 実績:開催回数1回</p>										
関係する根拠法令等 社会福祉法						災害時優先度	特に考慮する必要はない		概要説明資料	